

# 滋賀県信用保証協会レポート —ディスクロージャー誌—

# 2025

SHIGA GUARANTEE  
REPORT



写真：「びわこ箱館山」(滋賀県高島市今津町日置前)



きっかけは、その保証でありたい  
滋賀県信用保証協会



公式キャラクター  
さぼじろー  
&ブリ兄

# ごあいさつ

理事長 西 嶋 栄 治



当協会の業務運営につきましては、平素より格別のご支援とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

このたび、当協会の令和6年度の事業活動実績および今後の事業計画等について掲載したディスクロージャー誌「滋賀県信用保証協会レポート2025」を作成いたしました。本誌を通じて、より多くの皆さまに業務内容や当協会の取り組みについて、ご理解を深めていただければありがたく存じます。

さて、中小企業・小規模事業者を取り巻く環境は、アメリカの通商政策の影響や物価高騰、深刻化する人手不足等の影響により依然として厳しい状況が続いている。

こうした中、当協会では、昨年4月には機動的・集中的な創業支援と経営支援を行うために、新たに「創業支援課」、「経営支援課」、「経営相談課」の3つの課を創設しました。各支援機関等との連携においては、昨年12月に全国で初めて、滋賀県中小企業活性化協議会、滋賀県よろず支援拠点、そして滋賀県事業承継・引継ぎ支援センターと合同で、近畿二府四県および福井県の支援機関と近畿経済産業局が一堂に会する「近畿ブロック4機関連携ミーティング」を開催しました。また、大学連携の取り組みとして、昨年8月に滋賀大学にて3日間の出張講義を実施、11月には滋賀県立大学で創業サポートセミナーを開催しました。さらに、ダイバーシティ経営の一環として2月13日に滋賀県女性活躍推進企業認証の最高ランクである「三つ星」認証を取得するなど、多方面にわたり精力的に取り組みを展開してまいりました。

また、今年3月には国から「再生・再チャレンジ支援円滑化パッケージ」が公表され、信用保証協会が金融機関や支援機関と連携して経営改善・事業再生支援等に取り組むことが強く求められています。

このような状況の下、令和7年度は第7次中期事業計画の中間年として、引き続き、「真に求められる存在へ、企業に寄り添い、共に歩む」をコンセプトに、金融機関や支援機関と連携し、各機関の得意分野を生かし、高度化・複雑化する経営課題に対し早期に相談・解決できる地域の支援体制の構築や経営改善、事業再生、再チャレンジの総合支援に取り組んでまいります。また、経営者保証に依存しない融資慣行の確立に向け、金融機関と連携し「事業者選択型経営者保証非提供制度」をはじめとする経営者保証非徴求の各種取り組みについて浸透定着を進めてまいります。さらに、職員全員がやりがいを持って安心していきいきと働くことができる職場環境づくりを行うことで、中小企業・小規模事業者へのさらなる支援の充実を図ってまいります。

当協会役職員一同、全国51協会の中で、小さくともキラリと光る存在、常にフロントランナーを目指す気概に溢れた組織を目指し、滋賀県経済の持続的発展に貢献してまいりますので、皆さんには引き続き、一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和7年7月

# CONTENTS

● 経営理念	1
● 滋賀県信用保証協会の概要	2
プロフィール、設立からのあゆみ	
● 中期事業計画と年度経営計画	3
第7次中期事業計画、令和7年度経営計画	
● 当協会の取り組み	9
創業支援、経営支援・再生支援	
SDGsの取り組み、女性活躍の取り組み	
SDGs令和7年度アクションプラン	
令和6年度の主な活動、広報活動	
● 令和6年度業務実績	24
主要数値の推移、金融機関群別・制度別・業種別保証状況	
市町別保証利用企業者数	
収支計算書、貸借対照表	
● 信用保証の概要	34
信用保証制度のしくみ、信用保険制度のしくみ	
ご利用いただける方、信用保証料	
経営者保証を不要とする保証の取り扱いについて	
主な保証制度、責任共有制度のしくみ	
● コンプライアンス	44
コンプライアンス態勢、個人情報保護宣言、反社会的勢力等の排除	
● 役員・組織	47
役員構成、組織機構図	
● 事務所のご案内	49
お問い合わせ窓口、アクセス	

## ● 経営理念

### 1 中小企業経営の安定化

滋賀県信用保証協会は、協会が定める執務指針「公平、懇切、正確、迅速」をもって、中小企業・小規模事業者の経営の安定化を図るため、適時性の高い信用保証の供与と経営課題の解決にむけた支援を積極的に行い、地域産業の振興と発展につくします。

### 2 健全経営の確立

滋賀県信用保証協会は、業務を遂行するにあたり関係法令および諸規程を遵守し、役職員協調のもと互いに研鑽に励み、健全経営を貫きます。

### 3 公共的機関として持続可能な地域社会実現への貢献

滋賀県信用保証協会は、関係機関とのパートナーシップのもと、中小企業・小規模事業者の企業価値の向上に貢献するとともに、「経済課題」「社会課題」「環境課題」の解決に取り組み、持続可能な地域社会の実現を目指します。

# 滋賀県信用保証協会の概要



(令和7年3月31日現在)

## プロフィール

名	称	滋賀県信用保証協会			
設	立	昭和24年4月14日			
根	拠	法			
基	本	財	産		
利	用	企	業	者	数
保	証	債	務	残	高
役	職	員	数	常勤役員	5名（非常勤役員16名）
				職員	68名



## 設立からのあゆみ

昭和24年 4月	社団法人滋賀県信用保証協会設立登記完了 業務開始
昭和25年 4月	財団法人滋賀県信用保証協会設立登記完了
昭和28年 8月	信用保証協会法 公布施行
昭和29年 8月	信用保証協会法に基づき、特殊法人へ組織変更登記完了
平成元年 7月	保証債務残高1,000億円突破
平成 9年10月	保証債務の最高限度額引上げ 基本財産の50倍
平成11年 1月	保証債務残高3,000億円突破
平成13年 4月	保証協会債権回収株式会社（サービサー）滋賀営業所営業開始
平成16年 1月	ISO14001認証取得
平成16年 9月	事務所新築移転 大津市打出浜2番1号「コラボしが21」7・8階
平成18年 4月	保証料率の弾力化、経営支援室設置
平成19年10月	責任共有制度導入
平成23年 7月	コンピュータ共同システム（COMMONシステム）に加入
平成31年 4月	当協会創立70周年、創業支援室設置
令和元年10月	滋賀県信用保証協会SDGs宣言
令和 2年 9月	保証債務残高4,000億円突破
令和 4年 4月	経営相談チーム設置、デジタル推進本部設置
令和 4年 5月	イクボス宣言
令和 4年10月	滋賀県女性活躍推進企業二つ星認証取得
令和 6年 4月	創業支援課、経営支援課、経営相談課設置
令和 7年 2月	滋賀県女性活躍推進企業三つ星認証取得
令和 7年 3月	保証協会債権回収株式会社（サービサー）滋賀営業所休止



# 中期事業計画と年度経営計画



## 第7次中期事業計画（令和6年度～令和8年度）

### 真に求められる存在へ 企業に寄り添い 共に歩む

滋賀県信用保証協会は、「真に求められる存在へ、企業に寄り添い、共に歩む」をコンセプトに、お客様の経営課題の解決のために主たるプレイヤーとして一步前に出た支援を積極的に行い、真に求められる金融支援・経営支援を実現します。また、職員全員がやりがいを持って安心していきいきと働き、成長を実感できる職場環境をつくり、お客様に対するサービスの品質を向上するとともに、職員ひとりひとりが主体的に自ら考え行動し、経済・社会・環境課題の解決に取り組みます。

以上のビジョンに基づき、令和6年度からの3か年においては、以下の項目を基本方針として取り組みます。

#### 基本目標

##### 1 個々のお客様の実情に応じた主体的な経営課題解決支援

- (1) 多様なニーズに対する金融支援の推進
- (2) 経営支援、事業再生支援の推進
- (3) 創業支援、事業承継支援の充実
- (4) 再チャレンジを重視した求償権解決支援の強化
- (5) 金融機関・関係機関との連携深化
- (6) 広報活動の充実

##### 2 経営者保証に依存しない融資慣行の確立に向けた取り組みの促進

##### 3 地域社会への貢献

##### 4 経営品質の向上

- (1) 組織体制および人材育成の強化
- (2) デジタル技術の活用による利便性向上と業務の効率化
- (3) 蓄積したデータのフル活用
- (4) コンプライアンス態勢の充実
- (5) 経営基盤の安定と強化

#### 事業計画

(単位：百万円・%)

	令和6年度			令和7年度		令和8年度	
	計画金額	実績金額	計画比 (実績／計画)	計画金額	前年度 計画比	計画金額	前年度 計画比
保証承諾	95,000	101,834	107.2	90,000	94.7	90,000	100.0
保証債務残高	359,000	372,818	103.8	340,000	94.7	320,000	94.1
代位弁済	7,000	5,353	76.5	6,000	85.7	6,000	100.0
回収	800	1,662	207.8	800	100.0	800	100.0

# 令和7年度経営計画

## 1 業務環境

### ●滋賀県の景気動向

県内の景気動向は、緩やかに持ち直しています。個人消費は、ドラッグストアの売上が前年を上回っていること、観光動向において国内旅行を中心に客足が堅調であることから緩やかに持ち直しつつあります。生産活動は、半導体製造装置の需要が旺盛である「生産用機械」のほか化粧品を中心とした「化学」などの業種が高水準で推移しているうえ、一部自動車メーカーの生産・出荷停止の影響を受けていた「輸送機械」が上昇していることなどから緩やかに持ち直しています。設備投資は、全産業で前年を上回る見込みです。雇用情勢は、有効求人倍率が概ね横ばいで推移しているものの、新規求人倍率は前年を下回る水準となっています。

先行きについては、緩やかに持ち直していくことが期待されますが、米政権による通商政策の行方、米中貿易摩擦の再燃懸念、地政学リスクの高まりなど、海外要因に加え日銀による利上げの影響などにも注意する必要があります。

### ●中小企業を取り巻く環境

足元ではコロナ禍からの社会経済活動の正常化が進む中、コロナ禍を通じて増大した債務の返済負担に加えて円安、物価高、人手不足等の影響により、収益改善の進まない企業の倒産が増加傾向にあります。

中小企業の事業環境は、地政学リスクの高まりや日銀による利上げの影響などにも注意する必要がある中、賃上げにつながる価格転嫁、生産性向上に向けた省力化投資や省エネ投資、経営者の高齢化、後継者難といった課題に加えて、付加価値向上の新たな手段として脱炭素化・GXやDXへの対応も求められており、中小企業を取り巻く環境はいまだ不透明な状況となっています。

## 2 業務運営方針

滋賀県信用保証協会は、「真に求められる存在へ、企業に寄り添い、共に歩む」をコンセプトに、お客様の経営課題の解決のために主たるプレイヤーとして一歩前に出た支援を積極的に行い、真に求められる金融支援・経営支援を実現します。また、職員全員がやりがいを持って安心していきいきと働き、成長を実感できる職場環境をつくり、お客様に対するサービスの品質を向上するとともに、職員ひとりひとりが主体的に自ら考え行動し、経済・社会・環境課題の解決に取り組みます。

令和7年度は第7次中期事業計画（令和6年度～令和8年度）の2年度目となります。初年度に続き、以下の4つの基本目標を着実に実行し、上記ビジョンの達成を目指します。

### 1 個々のお客様の実情に応じた主体的な経営課題解決支援

- (1) 多様なニーズに対する金融支援の推進
- (2) 経営支援、事業再生支援の推進
- (3) 創業支援、事業承継支援の充実
- (4) 再チャレンジを重視した求償権解決支援の強化
- (5) 金融機関・関係機関との連携深化
- (6) 広報活動の充実

### 2 経営者保証に依存しない融資慣行の確立に向けた取り組みの促進

### 3 地域社会への貢献

### 4 経営品質の向上

- (1) 組織体制および人材育成の強化
- (2) デジタル技術の活用による利便性向上と業務の効率化
- (3) 蓄積したデータのフル活用
- (4) コンプライアンス態勢の充実
- (5) 経営基盤の安定と強化

## I. 個々のお客様の実情に応じた主体的な経営課題解決支援

### 1 多様なニーズに対する金融支援の推進

- ① 創業予定者や創業後間もないお客様に対しては、「創業関連保証」、「開業資金」を推進するとともに、当協会と連携協定を締結した大学の大学発ベンチャー企業や学生等への「大学連携信用保証料割引制度」や自治体、商工団体と連携した信用保証料割引制度等も活用し、創業時とその後の資金面をサポートします。
- ② 小規模事業のお客様に対しては、小口零細企業保証等を活用し、安定的な資金調達を支えます。
- ③ 新型コロナウイルス感染症等の影響により積みあがった債務の返済負担増加に伴う借換需要や原材料価格の高騰等の環境変化への対応に対しては、「経営力強化保証」を活用し金融と経営支援の一体的取り組みを進めています。
- ④ 金融機関が推薦する経営に努力するお客様に対しては、金融機関との提携保証制度を活用し、迅速で円滑な金融支援を行います。
- ⑤ SDGs達成に向けて取り組みを進めるお客様に対しては、「SDGsトライアル保証」、「SDGsステップアップ保証」、「政策推進資金（CO<sub>2</sub>ネットゼロ推進枠）」の活用により、SDGs達成に向けて資金面から応援します。
- ⑥ 事業承継を必要とするお客様に対しては、「事業承継特別保証制度」や「事業承継借換保証制度」等経営者保証を不要とする保証制度の積極的な活用により、円滑な事業承継を資金面から支援します。
- ⑦ 危機発生時には、「経営安定関連保証」や「災害関連保証」「危機関連保証」等を活用しながら、事業継続に向け迅速な資金繰り支援を行います。
- ⑧ 「経営改善サポート保証」「政策推進資金（再生支援枠）」等の経営改善に係る保証制度を推進することにより、お客様の資金繰り改善支援を行います。
- ⑨ 新たに組成された京滋中小企業応援ファンドを、お客様の事業再構築のための金融支援や再生支援に活用します。
- ⑩ 分割弁済の不履行が発生したお客様や事故報告を受付したお客様に対して適切に期中管理を行い、適時、条件変更や借換による資金繰り支援を行います。
- ⑪ 関係部署と連携しながら「求償権消滅保証」を活用したお客様の再チャレンジに対する金融支援を行います。

### 2 経営支援、事業再生支援の推進

- ① 各種保証相談窓口を活用し、お客様の実情に応じて金融機関や関係機関とも連携を図りながら課題解決に向けた支援を行います。
- ② 保証付融資シェアの高いお客様へ早期の面談機会をつくり、正確な状況認識を促すとともに、お客様の実情に応じた改善提案、経営サポート会議の活用、販路開拓のための本業支援等、当協会を起点としたピュシャ型支援やフォローアップを継続して進めています。
- ③ 経営改善、事業承継、生産性向上等の経営課題を有するお客様に対し、外部専門家派遣を実施し、経営診断や経営改善計画策定を通じて経営課題の解決に取り組みます。
- ④ 中小企業診断士および公認会計士以外のSNSや食品関係に関する外部専門家を追加したことにより、ピンポイントでお客様の課題解決に応え、踏み込んだ収益力改善に向けた支援を実施します。

### 3 創業支援、事業承継支援の充実

- ① 創業予定者に対して、相談窓口を活用した相談体制の充実や創業計画の策定支援等を行います。
- ② 創業後間もないお客様に対しては、協会職員によるフォローアップの充実を図り、外部専門家を活用した経営診断や専門的なアドバイス等を実施するとともに、創業セミナー等を通じ、お客様の成長を支えます。
- ③ 事業承継に課題を抱えるお客様に対して、滋賀県事業承継・引継ぎ支援センター等と連携して個別案件協議や個別相談会を実施するなど、お客様の事業承継支援の推進を図ります。

## 4 再チャレンジを重視した求償権解決支援の強化

- ① 事業の継続を断念されたお客様や金融調整が困難なお客様に対しては、滋賀県中小企業活性化協議会への持ち込みや個々の実情に応じた代位弁済の提案を行うことでお客様の負担軽減を図り、生活再建を考慮した支援を行います。
- ② 代位弁済から原則5年を回収期間と捉えた回収方針を立案し、早期に求償権解決の方向性を決定します。
- ③ 代位弁済から5年を経過し、長期にわたって回収見込みのない求償権の解決や主債務の内整理など合理性をもった管理回収を確立します。
- ④ 代位弁済後も事業を継続し経営改善に取り組むお客様において、事業再生の可能性が高いと判断した場合は、外部専門家派遣を推進するとともに、中小企業活性化協議会への持ち込みをするなど磨き上げを行い、「求償権消滅保証」により金融の正常化を後押しします。
- ⑤ 関係部署と連携して「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」や「経営者保証に関するガイドライン」等を活用したお客様の事業再生支援、再チャレンジ支援を進めます。
- ⑥ 倒産時の個人破産を回避するため、「経営者保証ガイドライン」に基づく保証債務整理の申し出に対して誠実に対応し、お客様の生活再建を考慮した支援を行います。
- ⑦ 法的措置を活用した回収や早期完済に繋がるよう損害金減免や一部弁済による保証債務免除等を活用した一括弁済の提案を行います。
- ⑧ 回収見込みのない求償権については、適時に管理事務停止や求償権整理により求償権残高が堆積することを抑制します。

## 5 金融機関・関係機関との連携深化

- ① 金融機関とは定期的な意見交換・情報交換・勉強会を実施し、支援施策や個別企業にかかる課題、支援方針等を共有するとともに、プロパー融資との協調融資保証制度等を活用することや、経営支援の取り組みなどについて、建設的な対話を一層進展させ連携深化を図ることにより、金融と経営の両面からお客様のニーズに応じた適宜適切な支援に努めます。
- ② 金融機関、日本政策金融公庫との連携による創業支援を進め、創業予定者や創業後間もないお客様に対する幅広い支援を実施します。
- ③ 当協会と連携協定を締結した大学と連携して、創業セミナーや出張講義等の実施による創業者マインドの醸成等に向けた取り組みを進めます。
- ④ 商工会・商工会議所や滋賀県事業承継・引継ぎ支援センターとは、定例の相談会や各種会合への参加による情報交換等を行い連携した支援を進めます。
- ⑤ 滋賀県再生支援連絡会議を開催し、金融機関をはじめとした関係機関と経営支援等の取り組みに関する情報共有を図り、お客様に対する支援環境の整備に努めます。
- ⑥ 金融機関と連携の上、保証付融資の割合が高いお客様について、主体的に経営改善支援、事業再生支援の必要性を検討し、必要に応じて滋賀県中小企業活性化協議会へ相談持込を行います。
- ⑦ 滋賀県中小企業活性化協議会、よろず支援拠点および滋賀県事業承継・引継ぎ支援センターに当協会を加えた4機関が連携し、定期的な意見交換・情報交換や個別企業の経営支援策について協議します。また、4機関合同で個別相談会を開催し個別案件でも連携した支援を進めます。
- ⑧ 金融機関の若手・中堅担当者を対象とした勉強会や意見交換会を実施し、経営支援等のレベルアップを行うとともに、金融機関担当者と保証協会担当者の連携を深めます。
- ⑨ 県、市・町、商工団体とは定期的な意見交換・情報交換を行い、セミナーや相談会等の実施などお客様の課題解決に向け連携した取り組みを行います。

## 6 広報活動の充実

- ① SNS等を活用したタイムリーな情報提供により効果的な情報発信を行います。
- ② 新聞やテレビ等のメディアを活用した当協会の創業支援、経営支援等の取り組み内容を発信するなど認知度の向上に向けた広報活動を行います。
- ③ SDGsに積極的に取り組むお客様や創業されたお客様を当協会広報誌等において紹介することで広報面からお客様を支援します。
- ④ 当協会広報誌での経営課題別の支援内容の掲載や各種保証制度のチラシの作成等、お客様の多様なニーズに応じた親しみやすい広報活動に努めます。

## II. 経営者保証に依存しない融資慣行の確立に向けた取り組みの促進

- ① 「事業者選択型経営者保証非提供制度」や「スタートアップ創出促進保証」をはじめとする経営者保証を不要とする各種保証制度や金融機関連携型・財務要件型・担保型による経営者保証を不要とする取り扱いについて、金融機関向けの研修での紹介や定期的な情報発信を通じて中小企業者・金融機関の双方に對して継続的に周知を図ります。
- ② 当協会を起点としたプッシュ型支援で「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」や「経営者保証に関するガイドライン」等を積極的に活用し、お客様の事業再生支援、再チャレンジ支援を進めます。

## III. 地域社会への貢献

- ① 持続可能な地域社会の実現に向け、金融支援を通じた取り組みを進めるとともに、県内大学と連携して創業セミナーや創業相談会の開催、金融機関、関係機関等が実施する新事業創出等への取り組みに参画するなど、地方創生に貢献する取り組みを進めます。
- ② SDGs債への投資や女性のエンパワーメントへの注力等により業務を通じてSDGs達成に向けた取り組みを行います。
- ③ エシカル消費の推進や地域活動への参加等によりCSRを推進します。
- ④ 県内の大学と連携して創業者マインドの醸成を行うとともに、キャリア教育活動を通じた次世代の人材育成やインターンシップをはじめとするキャリア形成支援活動等により地方創生に貢献する取り組みを進めます。

## IV. 経営品質の向上

### 1 組織体制および人材育成の強化

- ① 多様なお客様のニーズに適切に対応していくため、デジタル人材の育成や中小企業診断士等の資格取得推奨、さらに中小企業支援機関への出向等により職員の能力向上を行います。
- ② 多様な働き方に対応する組織体制を整備し、働き方改革、ワーク・ライフ・バランス、メンタルヘルスの向上等の健康経営を推進することで職員全員がやりがいを持って安心して働ける職場環境づくりを進めます。

## 2 デジタル技術の活用による利便性向上と業務の効率化

- ① 事務の見直しを進めながら、定例業務の自動化（RPA）を活用した業務の効率化を進めるとともに、基幹システムへの活用によりBCP体制を強化します。
- ② 「信用保証協会電子受付システム」の安定的な運用を進めるとともに、未導入の金融機関に対し取り扱い開始に向けた調整を進めます。
- ③ お客様のDX化実現に向けた金融支援・経営支援等を実施します。
- ④ 経営支援ポータルサイトの導入により、業務プロセスの効率化を進めます。
- ⑤ 電子内容証明サービスや管理事務手続きにおけるPay-easy（ペイジー）を活用し、債権管理業務の効率化を進めます。
- ⑥ 電子文書管理・電子決裁等のシステム間連携の機能強化により、さらなる業務プロセスの効率化を進めます。
- ⑦ スマホを活用した業務の効率化を検討します。
- ⑧ テレワーク環境の整備等により、電子文書閲覧・報告書回付等、情報伝達の迅速化を行い、お客様サービスの向上を図ります。

## 3 蓄積したデータのフル活用

- ① お客様に対して実施してきた経営支援への取り組みについて、蓄積したデータに基づき、当協会が経営改善支援を行ったお客様の中で「売上高増加率」「営業利益率」「CRD財務点数」の指標が支援前と比べて改善したお客様の割合を50%超とする目標を掲げて効果検証を行い、よりお客様のニーズに合った効果的な経営支援に繋げていきます。
- ② 多様化するお客様のニーズや適切な金融支援・経営支援を実施するために、保証利用企業の状況分析を行い、現業部門に情報共有します。
- ③ 経営者保証に関するガイドライン活用実績を協会内で共有し、経営者保証を不要とする取り扱いを推進していきます。
- ④ 保証内容の分析やアンケート結果からお客様の現状やニーズを把握し、ニーズに応じた保証制度の創設・見直し等を行います。

## 4 コンプライアンス態勢の充実

社会的使命と責任の重みを認識し、地域社会から信頼される健全な組織風土の醸成を目指します。

また、時代の変化に適応し、コンプライアンス態勢の充実、顧客情報管理の徹底、反社会的勢力等排除に向けた対応、多様性を尊重した人権教育の推進等、継続的に取り組み役職員の意識向上に努めます。

## 5 経営基盤の安定と強化

収支状況の把握や適切な予算編成と管理の徹底により、財務の健全性維持を図るとともに、安定収益を意識した支払準備資産の運用に取り組み、将来にわたり安定した経営基盤の確立に努めます。

# 当協会の取り組み



## 創業支援

### ●創業支援体制の強化

令和6年4月1日、企業に寄り添った支援を強力に推進するため保証部内に「創業支援課」を新設しました。地域経済の新たな担い手となるスタートアップの経営支援や創業者マインドの醸成に向けた取り組みを進めていきます。

### ●創業者向けセミナーの開催

大津商工会議所との共同開催で合計6回のセミナーを開催し、合計91名の方にご参加いただきました。そのうち、11月については大学連携の取り組みとして滋賀県立大学にて初開催しました。また、2月には草津商工会議所と共に草津市にてセミナーを開催し、13名の方にご参加いただきました。



令和6年7月30日開催



令和6年11月28日開催(彦根)



令和7年3月18日開催



令和7年2月28日開催(草津)

### ●フォローアップ面談の実施

創業5年未満の保証利用先の方に、創業計画の進捗状況の確認や資金繰り等のお悩みをお聞きするために、当協会担当者によるフォローアップ面談を実施しました。

【令和6年度実績】 144件

### ●外部専門家派遣

#### (創業支援強化事業・税理士派遣事業)

当協会をご利用いただいている創業期のお客様の事業所に中小企業診断士・税理士を派遣し、経営上の問題（経営・財務・人材育成等）に関する助言を行う専門家派遣を実施しました。

#### 【令和6年度実績】

中小企業診断士派遣（創業支援強化事業）16先  
税理士派遣 1先

### ●当協会発行の広報誌への掲載

創業資金をご利用いただいたお客様のお店を紹介する取り組みとして、お店のPRを当協会の広報誌「信用保証レポート」の「アナタのお店を紹介します！」に掲載しています。

【令和6年度実績】 28先



### ●創業相談窓口・女性創業者のための相談窓口・出張相談窓口

当協会では、創業をお考えの方や創業間もない方向けに「創業相談窓口」「女性創業者のための相談窓口」「出張相談窓口」を設置しています。

#### 創業相談窓口・女性創業者のための相談窓口

受付時間：9:00～12:00／13:00～17:00（土、日、祝日を除く）

お問い合わせ先：保証部 創業支援課 TEL：077-511-1320



#### 出張相談窓口

場所	相談日	受付時間
彦根商工会議所	毎月第2水曜日（祝日の場合は翌営業日）	10:00～12:00
長浜商工会議所	毎月8日（土、日、祝日の場合は翌営業日）	13:00～15:00

#### 創業専用出張相談窓口【要予約】

場所	相談日	受付時間
長浜商工会議所	毎月18日（土、日、祝日の場合は翌営業日）	10:00～12:00 13:00～15:00

## 経営支援・再生支援

### ●経営支援体制の強化

令和6年3月に国から公表された「再生支援の総合的対策」を踏まえ、令和6年4月1日、信用保証付融資のシェアが高い事業者など支援先のターゲティングを行い、主体的に経営支援を行うため、経営支援部内に「経営支援課」と「経営相談課」を新設し、経営支援体制を強化しました。

経営相談課では、一歩先を見据えた早期の経営改善・事業再生・再チャレンジ支援の必要性が高まっているため、金融機関をはじめとした関係機関と連携して、早期に経営支援の必要性を検討し、借換や返済緩和による資金繰り支援、外部専門家派遣や中小企業支援機関と連携した経営改善・事業再生・再チャレンジ支援の提案を行いました。また、継続的な支援が必要な先にはフォローアップを行い課題解決に努めました。

【令和6年度実績】訪問面談 137先 内、複数回訪問 48先

### ●外部専門家派遣（経営安定化支援事業）

当協会をご利用いただいているお客様の事業所に中小企業診断士等の外部専門家を派遣し、経営診断および計画策定支援を行い、経営に関する様々な助言を行います。

経営診断の「経営改善コース」「事業承継コース」「生産性向上コース」「フォローアップコース」「チャレンジコース」「IT入門コース」などお客様の経営課題に合わせた6つのコースと計画策定を実施しました。

※令和7年度から「チャレンジコース」「IT入門コース」は廃止しています。

【令和6年度実績】

経営診断 98先  
経営改善計画策定 10先



### ●滋賀県再生支援連絡会議の開催

令和6年11月20日(水)、滋賀県再生支援連絡会議(全体会議)をコラボしが21で開催しました。会議には、当協会5名の他、9金融機関および15関係機関から計31名の方にご出席いただきました。会議では「各機関における経営支援・再生支援等にかかる事例紹介」について意見交換を行いました。

また、令和7年3月14日(金)、金融機関と滋賀県中小企業活性化協議会を中心とした分科会を開催し「各機関における本業支援の取組・事例」について意見交換を行いました。



### ●OSAKAビジネスフェア2024への参加

令和6年11月22日(金)、大阪信用保証協会主催の「OSAKAビジネスフェア2024」がマイドームおおさかにて開催されました。本ビジネスフェアは、優れた技術や魅力のある商品・サービス等を有し、前向きにチャレンジしている中小企業・小規模事業者に対して、自社をPRする機会と出展者間における情報交換の場を提供することで、今後のビジネスチャンスのきっかけをつくることを目的としています。

当協会からは、株式会社イヴケア様、株式会社イナモリ様、株式会社植塙様を推薦し、出展していました。

### ●経営サポート会議

経営サポート会議は、公的な機関である信用保証協会が事務局となり、中小企業の方の早期の経営改善や再生を図ることを目的に、中小企業者、金融機関、信用保証協会が一堂に集まり、企業の再生に向けて具体的な支援方法などを協議するため開催しています。

【令和6年度実績】 37回

### ●中小企業支援機関との連携

#### 中小企業診断士協会との個別経営相談会

令和6年8月28日(水)、令和7年2月26日(水)の計2回、物価高騰や人手不足等で経営改善に悩むお客様を対象とした個別経営相談会を滋賀県中小企業診断士協会と連携して開催しました。

【令和6年度実績】 10先



#### 4機関連携経営相談会

令和6年11月11日(月)、滋賀県中小企業活性化協議会、滋賀県よろず支援拠点、滋賀県事業承継・引継ぎ支援センターおよび当協会の4機関が連携し、経営相談会を開催しました。

【令和6年度実績】 13先



### ●MONOづくりフェス2025への参加

令和7年3月15日(土)、京都信用金庫との若手職員連携プロジェクトの一環として、ブランチ大津京にて大津市主催の「MONOづくりフェス2025」に参加しました。

今回のフェスでは、地元の企業によるワークショップが行われ、来場者は様々な製品やサービスを手に取って体験できる貴重な機会となりました。

また、イベント当日までの間は、学生センターとも連携し事業者の課題解決に向けた提案を行いました。





## SDGsの取り組み

### ◆県内大学との連携による地方創生に貢献する取り組みの推進

令和6年8月に滋賀大学で出張講義を実施し、また、滋賀県立大学の学生2名に対するインターンシップを実施しました。11月には滋賀県立大学で創業サポートセミナーを開催しました。

1Day仕事体験、創業セミナー、企業訪問、経営者の講演を通じて学生に対して創業者マインドの醸成とキャリア形成支援を行うことができました。

#### 滋賀大学出張講義

令和6年8月6日(火)から8月8日(木)までの3日間、滋賀大学彦根キャンパスにて『滋賀大学出張講義』を開催しました。初の開催となる本講義には、滋賀大学の学生総勢35名に受講いただきました。

##### 1日目

###### 講義1：オリエンテーション

内 容：出張講義の概要

###### 講義2：中小企業金融について学ぼう

内 容：信用補完制度のしくみ

###### 講義3：経営支援を体験してみよう

内 容：経営支援体験（グループワーク）



##### 2日目

###### 講義4・5：創業時に必要な4要素を学ぼう

内 容：創業時に必要となる基礎的な知識  
(経営・財務・販路開拓・人材育成)



##### 3日目

###### 講義6・7：実際に創業された事業者の体験談を聞こう

内 容：創業された事業者の体験談  
(創業時のきっかけや苦労話、創業にあたっての注意点)

###### 講義8：講義まとめ

内 容：出張講義3日間の総括



#### 滋賀県立大学インターンシップ

令和6年8月26日(月)から5日間、インターンシップを実施し、滋賀県立大学の学生2名にご参加いただきました。

実習では、当協会の概要、各部署の業務説明、経理・統計業務体験、審査業務体験、広報取材体験等を行いました。



#### 滋賀県立大学創業サポートセミナー

令和6年11月28日(木)、滋賀県立大学にて『創業サポートセミナー』を開催しました。

滋賀県立大学での開催は初めてであり、創業に興味がある方・創業後5年未満の方、学生(滋賀県立大学、滋賀大学)の計14名にご参加いただきました。



## ◆ 「経済・社会・環境」課題の解決に向けたお客様の取り組みを信用保証で後押し

- ☆ 「経済・社会・環境」課題の解決に取り組むお客様を応援するために「SDGsトライアル保証」と「SDGsステップアップ保証」を活用しました。

### 【令和6年度保証承諾実績】

SDGsトライアル保証	22件	1億17百万円
SDGsステップアップ保証	42件	6億64百万円
政策推進資金 (CO <sub>2</sub> ネットゼロ推進枠)	15件	78百万円



- ☆ 保証利用企業のSDGsの取り組みを「信用保証レポート」で紹介し、SDGsの普及につなげています。



## ◆ 地域経済の新たな担い手であるスタートアップ企業や創業者の創出を後押し

- ☆ 地域経済の新たな担い手となる創業者の資金調達を信用保証にてバックアップしました。また、外部専門家による診断や創業予定者に対する創業計画策定支援を実施しました。

### 【令和6年度保証承諾実績】

創業に係る保証制度 525件 27億80百万円

### 【令和6年度実績】

専門家派遣（創業関係）実施先 17先

- ☆ 創業セミナーを実施し、経営・財務・人材育成・販路開拓を習得できる内容で持続可能な事業経営ができるよう支援しました。



## ◆経営者保証を不要とする取り扱いの推進で持続可能な企業経営を後押し

- ☆ 経営者保証に依存しない融資慣行の確立に向けた取り組みの促進として、経営者保証非徴求の各種保証制度の積極的な推進を行いました。
- また、経営者保証ガイドラインを活用した事業再生にも取り組みました。

### 【令和6年度保証承諾実績】

経営者保証なし対応（法人）	366件
スタートアップ創出促進保証	11件 1億21百万円
財務要件型無保証人保証	13件 2億89百万円
ロングラン70財務型	23件 11億29百万円
横断的制度（国補助含）	77件 12億91百万円



## ◆持続可能な企業経営に向けた収益力改善・事業再生・再チャレンジの総合支援

- ☆ 中小企業者の抱える経営課題の実態把握を行い、金融機関と連携して最も適した支援策を実施するとともに、「伴走支援型特別保証」や「経営力強化保証」を活用した資金繰り改善支援を進めました。
- また、収益力改善に向けた外部専門家派遣による経営診断や経営改善計画策定を進めるとともに、関係機関と連携して「経営改善サポート保証」等を活用した経営改善・事業再生にも取り組みました。

### 【令和6年度保証承諾実績】

伴走支援型特別保証	1,092件 195億円（うち借換 692件 147億円）
経営力強化保証	594件 76億円（うち借換 284件 49億円）
政策推進資金（再生支援枠）	47件 11億円
経営改善サポート保証（感染症対応型）	9件 2億円

### 【令和6年度実績】

- 専門家派遣 経営診断 申込99先（終了98先）
- 計画策定 申込11先（完了10先）



## ◆デジタル技術の活用により利便性の高いサービス提供を目指して

- ☆ 紙文書の電子化や電子決裁など当協会のデジタル化に向けた、デジタルインフラ整備を順次進めています。
- ☆ 定例業務を自動化するシステム「RPA」活用による業務の効率化を実施しています。
- ☆ 保証申込の電子受付システムを令和5年6月に開始して以降、みずほ銀行（令和6年4月）、長浜信用金庫（12月）、滋賀中央信用金庫（令和7年3月）と取り扱いを開始しています。
- ☆ お客様へのDX支援として、信用保証レポートへ「DX講座」の連載を行いました。



## ◆滋賀県経済の振興発展に向けた関係機関とのパートナーシップ

- ☆ 金融機関訪問による中小企業者の実態把握と支援ニーズの目線合わせを行うとともに、関係機関との勉強会、会議等を行い、意見交換、情報共有、案件協議等中小企業支援に向けた連携を進めました。

### 【令和6年度実績】

金融機関訪問	324店舗
勉強会・意見交換会・案件相談会	24回
バンクミーティングへの参加	118回

- ☆ 滋賀県中小企業活性化協議会とは、協議会主催の連絡会議へ参加するとともに、協議会と金融機関本部との意見交換会を実施しました。

### 【令和6年度実績】

連絡会議	37回	意見交換会	11回
------	-----	-------	-----

- ☆ 滋賀県中小企業活性化協議会や滋賀県よろず支援拠点、滋賀県事業承継・引継ぎ支援センターとの定例会議を毎月実施しました。
- ☆ 滋賀県中小企業診断士協会と連携し、お客様の経営課題解決に向けた「個別経営相談会」を開催しました。また、滋賀県中小企業活性化協議会、滋賀県よろず支援拠点、滋賀県事業承継・引継ぎ支援センターと連携し、「4機関連携経営相談会」を開催しました。



## ◆SDGs債購入を通じた未来への投資や人・社会・環境に配慮したエシカル消費の推進

- ☆ SDGs債の購入を通じて、社会・環境課題の解決に資するプロジェクトへの投資等に寄与しました。
- ☆ 「寄付型自動販売機」を通じて、職員のエシカル消費への意識を高めています。さらに、障がい者施設のアートをレンタルするなど、エシカル消費を推進しています。

### 【令和6年度実績】 寄付型自動販売機による寄付 79,114円



## ◆地域のSDGs活動への参加と環境保全に貢献

- ☆ 地域のSDGs活動への参画として、「大津・SDGs協働支援チャリティプロジェクト2024」に協賛し、「おおつ・SDGs子ども絵画コンクール2024」の審査を行いました。表彰式では、特別賞（滋賀県信用保証協会賞）を贈呈しました。
- ☆ 環境保全への取り組みとして、9月に外来魚駆除を実施し、1月には大津市主催の「市民ヨシ刈り」に参加しました。



おおつ・SDGs子ども絵画コンクール2024



外来魚駆除



市民ヨシ刈り

## 女性活躍の取り組み

- ◆協会で働く全ての人が安心して働くことのできる職場環境を目指して



当協会の取り組み

### 滋賀県女性活躍推進企業

二つ星企業の認証を令和4年10月に取得後、さらに配偶者の出産支援・育児のための特別休暇の拡充や育児休業の取得期間の延長等を進め、令和7年2月に最高ランクである三つ星企業の認証を取得しました。



### 女性活躍への取り組みBEST3

#### 1位 女性管理職比率 3割以上

管理職として働く女性が多く、3割以上の女性管理職がいます。管理職候補となる職員に対するキャリアアップ研修にも力を入れています。

#### 2位 育児休業が取りやすい環境

育児休業を子どもが3歳になるまで取得を可能としています。男性職員の育児休業取得者も増えてきており、男女ともに育児休業を取りやすい職場環境となっています。

#### 3位 ワーク・ライフ・バランス

休暇は年次有給休暇の20日に加えて夏期休暇が5日あり、休暇の取りやすい職場環境です。また、職員の時間外労働も少なく、ワーク・ライフ・バランスにも力を入れています。

#### 取り組み状況 (令和7年3月末現在)

##### 女性管理職比率



##### 過去3年の育児休業取得対象者数

男性	女性
5人	3人

##### 過去3年の育児休業取得者数

男性	女性
2人	3人

##### 平均有給休暇取得日数

15日

## ♥ イクボス宣言

私は、「中小企業・小規模事業者の経営の安定」の実現に向け、職員の育成および、より生産性の高い働き方を追求しつつ、職員の仕事と生活の調和を図りながら、自らも仕事とプライベートを楽しむ「イクボス」となります。

そして、職員一人ひとりが、お互いを理解しあえる組織づくりに向け全力で取り組みます。

1. 職員が育児に参画しやすい職場環境を整えます。
2. デジタルの活用により、多様な働き方の実現に努めます。
3. 自分自身も仕事と私生活の調和を図り、模範を示します。

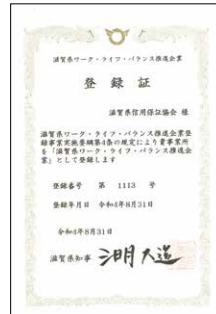


滋賀県イクボス宣言企業



## ♥ 滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業

令和4年8月31日(水)に「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」として登録されました。



## ♥ 女性活躍推進担当の設置

女性活躍に関する取り組みを推進するにあたって、令和6年10月1日(火)付で女性活躍推進担当を設置いたしました。

## ♥ 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

男女ともに働きやすい環境を整備することで、仕事と家庭生活・育児との調和を図り、すべての職員がその能力を十分に発揮できるように、次のように行動計画を策定します。

計画期間 令和5年9月1日(金)～令和10年8月31日(木)

課題	管理職の残業時間	男性職員の育児休業取得	有給休暇の取得率
目標	所定外労働時間の年間平均を月9.2時間以内にする	育児休業または協会独自の育児目的休暇の取得率を100%にする	有給休暇取得率を56.6%以上にする
取り組み内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>管理職の残業時間を月次把握とともに管理職の意識改革を行う。</li> <li>業務の電子化により、業務の効率化を一層進める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>取得対象者に対する説明・相談の機会を設ける。</li> <li>育児休業からの職場復帰支援を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>連続休暇取得制度の活用により有給休暇取得を推進する。</li> <li>有給休暇取得率を職員に公表する。</li> </ul>





## SDGs 令和7年度アクションプラン

持続可能な社会の実現に向けて以下のとおり取り組みます

生み出そう付加価値を～支えよう地域経済を～つなげよう世界の未来へ

● 「経済・社会・環境」課題の解決に向けたお客様の取り組みをSDGs関連保証で応援します

● スタートアップ企業や創業者を地域経済の新たな担い手として創出します

● 経営者保証に依存しない融資慣行の確立に向けた取り組みの促進により持続可能な企業経営を支えます

● 経営改善・事業再生・再チャレンジの総合支援の体制強化により持続可能な企業経営を支えます

● デジタル技術の活用により利便性の高いサービスを提供し経済発展に貢献します

● 関係機関とのパートナーシップをさらに深化させ滋賀県経済の振興発展に貢献します

● 女性活躍をさらに推し進め、協会で働く全ての人が安心して働くことのできる職場環境をつくっていきます

● 地域のSDGs活動への参加等を通して誰もが分け隔てなく暮らせる社会の実現と環境保全に貢献します

● 連携大学の拡大により、地方創生に貢献する取り組みの浸透を図ります

● 各種SDGs債の購入や人・社会・環境に配慮したエシカル消費を推進します



## 令和6年度の主な活動

### 5月

#### 第37回 金融機関店舗感謝状贈呈式の開催

令和6年5月27日(月)、前年度中に県内中小企業・小規模事業者の金融円滑化に積極的に取り組んでいただいた金融機関店舗の皆さんに感謝の意を表し、感謝状と記念品の贈呈を行いました。



#### 4機関連携会議の開催

令和6年4月より当協会を事務局として、滋賀県中小企業活性化協議会、滋賀県よろず支援拠点および滋賀県事業承継・引継ぎ支援センターの4機関で、県内中小企業者が抱える課題に対する効果的な経営支援の実現に向け、各機関の取り組みやノウハウ等、衆知を結集して課題の解決にあたれるよう、月1回の定期的な意見交換の場を設けることとしました。

令和6年5月21日(火)には、近畿経済産業局から4名と中小企業基盤整備機構から5名の計9名の方にオブザーバーとしてご参加いただき、より良質な経営支援を提供するための具体的な連携方法について、様々な観点から意見交換を行いました。



### 6月

#### 女性活躍推進に関する意見交換会の実施

令和6年6月4日(火)、滋賀県副知事 大杉 住子 氏をお招きし、当協会女性職員と意見交換会を実施しました。大杉副知事からは、滋賀県の女性活躍における現状や取り組みについてご説明いただき、女性職員の抱える悩み等に対してご助言をいただきました。



#### 外部評価委員会の開催

令和6年6月17日(月)、外部評価委員会を開催し、令和5年度経営計画および第6次中期事業計画実施状況の報告を行いました。

同委員会では、委員の皆さんから各部門の経営計画実施状況やコンプライアンスの取り組みについて貴重なご意見をいただきました。



# 7月

## 経営力強化保証制度の創設

令和6年7月1日、中小企業者の事業計画の策定支援や継続的な経営支援を行い、中小企業者の経営力の強化を図ることを目的に経営力強化保証制度を創設しました。

金融機関および認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定ならびに計画の実行および進捗の報告を行う方を対象に支援をしていきます。

# 8月

## 滋賀大学出張講義の開催

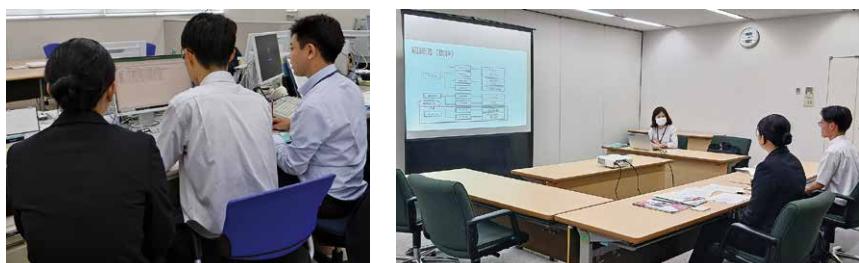
令和5年度に締結した滋賀大学との包括的連携協力に関する協定の一環として、令和6年8月6日(火)から8月8日(木)までの3日間、滋賀大学彦根キャンパスにて『滋賀大学出張講義』を開催しました。今回初の開催となる本講義には、滋賀大学の総勢35名の学生に、当協会の経営支援体験や創業時に必要となる基礎的な知識、創業された経営者の体験談について受講いただきました。



## 滋賀県立大学インターンシップの実施

令和6年8月26日(月)から5日間、滋賀県立大学との包括的連携協定の一環としてインターンシップを実施し、滋賀県立大学の学生2名にご参加いただきました。

実習では、当協会の概要、各部署の業務説明、経理・統計業務体験、審査業務体験、広報取材体験等を行いました。



# 10月

## スピードパッケージ・ウィズ2024の創設

令和6年10月1日、提携の金融機関が推薦する一定の水準の要件を満たす中小企業者に対して、迅速で円滑な資金調達をするための制度としてスピードパッケージ・ウィズ2024を創設しました。

金融機関との連携によりスピーディーな対応を行うことで、経営に努力する企業者に対し迅速に支援をしていきます。

# 11月

## 4機関連携経営相談会の開催

令和6年11月11日(月)、滋賀県中小企業活性化協議会、滋賀県よろず支援拠点、滋賀県事業承継・引継ぎ支援センターおよび当協会の4機関が連携し、経営相談会を開催しました。



相談会には13者が参加され、それぞれのお悩みに対し、3機関の相談員と当協会職員がきめ細かなアドバイスを行いました。

## 第33回金融機関対象信用保証業務基礎講座の開催

令和6年11月13日(水)、第33回金融機関対象信用保証業務基礎講座を開催しました。

この講座は、主に県内金融機関各店舗の若手行員(職員)の方々を対象に、信用保証協会の仕組みや業務などの基本的な内容について理解を深め、また、当協会職員とのコミュニケーションを図っていただくことを目的に毎年実施しています。

当日は班別演習による保証審査の事例研究と座談会、演習発表を行いました。



# 8月、9月、10月、11月

## 1Day仕事体験の開催

令和6年8月19日(月)、9月19日(木)、10月23日(水)、11月18日(月)の4日間、1Day仕事体験を開催し、計42名の学生にご参加いただきました。



当日は、信用保証協会の業務概要、保証部の業務説明、経営支援部の業務を体験するグループワーク、先輩職員との座談会を行いました。

グループワークでは、参加者同士で活発に意見交換が行われ、協力しながら取り組む姿が見受けられました。

# 11月

## 滋賀県立大学での創業サポートセミナーの開催

令和5年度に締結した滋賀県立大学との包括的連携協力に関する協定の一環として、令和6年11月28日(木)、滋賀県立大学にて『創業サポートセミナー』を開催しました。滋賀県立大学での開催は初めてであり、創業に興味がある方・創業後5年未満の方、学生(滋賀県立大学、滋賀大学)の計14名にご参加いただきました。



本セミナーでは、中小企業診断士 機野 研 氏を講師にお迎えし、創業時に必要な経営・財務・人材育成・販路開拓の4つの分野について、講義いただきました。

# 12月

## 近畿ブロック4機関連携ミーティングの開催

令和6年12月6日(金)、滋賀県中小企業活性化協議会、滋賀県よろず支援拠点、滋賀県事業承継・引継ぎ支援センターおよび当協会の4機関は、近畿2府4県および福井県の各4機関とともに、全国で初めて広域で連携する「近畿ブロック4機関連携ミーティング」を開催しました。

当日は、中小企業庁、近畿経済産業局、中小企業基盤整備機構にオブザーバーとしてご参加いただき、合計81名の方に出席いただきました。

基調講演では、よろず支援拠点全国本部の中小企業支援アドバイザー 立石 裕明 氏と板橋区立企業活性化センターのセンター長 中嶋 修 氏にご講演いただきました。その後、大阪府の支援機関と当協会を含む滋賀県の支援機関が各機関連携事例を紹介し、異なる地域・支援機関でのグループディスカッションも行いました。



# 2月

## 長浜ビジネスコンテストに審査員として参加

令和6年12月1日(日)、一般社団法人長浜ビジネスサポート協議会主催の「長浜ビジネスコンテスト」が、長浜ビジネスサポートセンターにて開催され、当協会職員が審査員として参加しました。

当日は、書類審査を通過した8名がビジネスプランのプレゼン発表を行い、実現性や地域貢献などの審査評価基準に基づいて最優秀賞ほか各賞が選ばされました。



## 第1回金融機関対象経営支援業務実務講座の開催

令和7年2月19日(水)、『第1回金融機関対象経営支援業務実務講座』を開催しました。

この講座は、主に県内金融機関各店舗の中堅行員の方々を対象に、保証協会の経営支援業務について理解を深めていただき、関係機関が連携して中小企業者の実情に応じた早期の経営支援・事業承継支援を行うことを目的に初めて開催しました。

当日は当協会の経営支援や支援機関の取り組み紹介、班別演習、座談会を行いました。



# 2月

## 滋賀県女性活躍推進企業認証「三つ星企業」を取得

当協会では、ワーク・ライフ・バランスや女性活躍に関する取り組みを進めており令和4年10月に「二つ星企業」の認証を取得しました。

その後、さらに配偶者の出産支援・育児のための特別休暇の拡充や育児休業の取得期間の延長等を進めてきた結果、令和7年2月13日(木)に最高ランクである「三つ星企業」の認証を取得し、認証書を授与いただきました。



# 3月

## 価格交渉講習会の開催

令和7年3月4日(火)、価格交渉講習会を開催し、10名にご参加いただきました。

本講習会では、講師として中小企業診断士 杉 律子<sup>すぎ りつこ</sup> 氏に登壇いただき、取引先と価格交渉を行う上で必要なポイントや準備しておくとよいツール等について講義いただきました。



## 協調支援型特別保証制度・ 事業再生計画実施関連保証(経営改善・再生支援強化型)制度の創設

令和7年3月14日、原材料価格の高騰、物価高、人手不足等の影響を受ける中小企業者を支援することを目的に、金融機関によるプロパー融資と保証付き融資を組み合わせた協調支援型特別保証制度を創設しました。省力化投資による中小企業者の経営の安定や事業の発展など、多岐にわたる経営課題解決への取り組みを後押しします。

また、同日、早期の事業再生に向けた取り組みを促すため、認定支援機関の指導または助言を受けて作成した事業再生の計画等に従って事業再生を行う中小企業者の資金調達を支援することにより、事業再生の着実な進捗を図り、中小企業の活力の再生を図ることを目的に事業再生計画実施関連保証(経営改善・再生支援強化型)制度を創設しました。

## 『京滋中小企業応援ファンド』を組成

令和7年3月27日(木)、京都府・滋賀県内地域金融機関、京都信用保証協会、株式会社リサ・パートナーズ、中小企業基盤整備機構と共同で、官民一体となって地域中小企業を支援する『京滋中小企業応援ファンド投資事業有限責任組合』を組成しました。

京滋地域においては、本ファンドが初の官民一体型の中小企業再生ファンドになるとともに、京都府と滋賀県といった2つの地域の金融機関、信用保証協会、さらには中小企業活性化協議会が連携して中小企業の再生を支援する、画期的な取り組みとなります。

## 広報活動

中小企業・小規模事業者の皆さんに当協会への理解を深めていただくため、様々な広報活動を行っています。

### ■ホームページの活用

当協会ホームページでは、皆さんへの有益な情報を発信しています。

今後も、皆さんのお役に立つ情報を随時更新いたしますので、ぜひご活用ください。



当協会  
ホームページ



### ■LINEの活用

県内企業紹介や各種セミナー、個別相談会の情報など中小企業の皆さんに役立つ情報を随時配信しています。ぜひお友だち登録をお願いします。

お友だち数：1,246人  
(R7.6末時点)



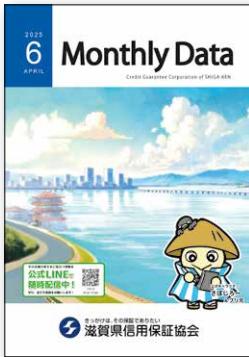
LINE ID : @cgc-shiga



### ■MONTHLY DATA

主に、金融機関や関係機関を対象として、毎月1回「MONTHLY DATA」を発行しています。

主要数値の他、金融機関別・業種別・制度別保証状況等、タイムリーかつ正確な情報提供を行っています。



### ■信用保証レポート

四半期毎に「信用保証レポート」を発行しています。

当協会の取り組み内容や活動報告、中小企業にスポットを当てた記事などを掲載しており、お客さまにとって親しみやすく、読んでみたいと感じていただけるような広報誌作成に努めています。



### ■保証制度セレクション

当協会の各種保証制度の紹介をまとめた冊子として、毎年発行しています。



### ■ディスクロージャー誌

当協会の情報公開誌として、毎年発行しています。



### ■テレビCM

びわこ放送にて週4回、当協会CMを放送しています。

令和6年度CM内容「夢をかなえるクレヨン創業編」「夢をかなえるクレヨン設備投資編」

### ■公式キャラクター

当協会をより身近に感じていただきたいという思いから、公式キャラクター「さぼじろー＆ブリ兄(ぶりにい)」が誕生しました。

今後は、さぼじろー＆ブリ兄とともに広報誌やホームページ、SNSなどを通して、中小企業者のみなさまに役に立つ情報をわかりやすく、親しみを込めて発信してまいります。



**プロフィール**  
【性格】非常におっとりしているので、いつもブリ兄に怒られている。  
【設定】一人前の商人になるため、旅をして勉強している近江商人の末裔。物知りのブリ兄に色々教えてもらながにらゆっくり成長していく。

# 令和6年度業務実績

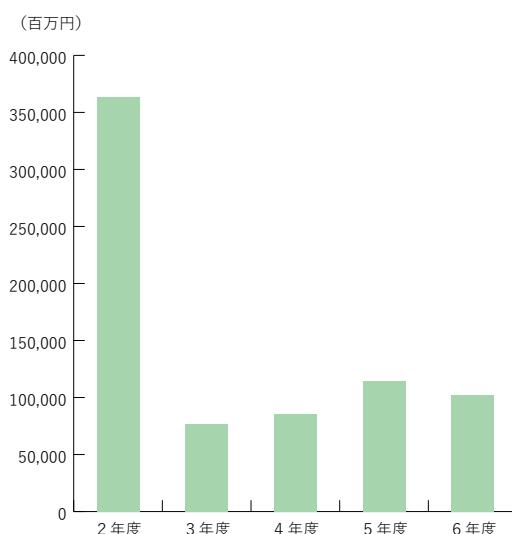


## 主要数値の推移

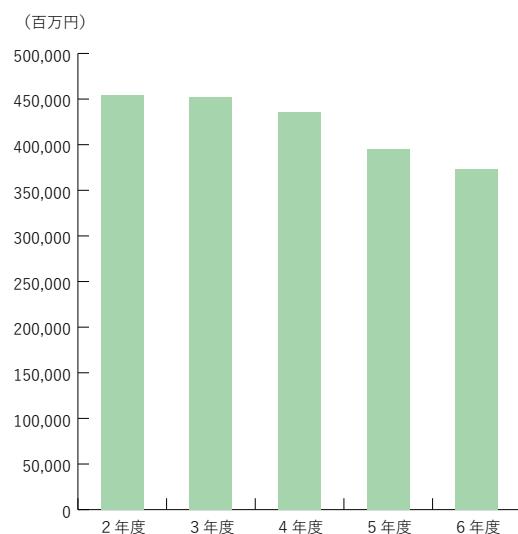
(単位：百万円・%)

項目	令和6年度実績	令和5年度実績	前年度比
保証承諾	101,834	114,598	88.9
保証債務残高	372,818	395,114	94.4
代位弁済	5,353	5,116	104.6
求償債権回収額	1,662	899	184.9

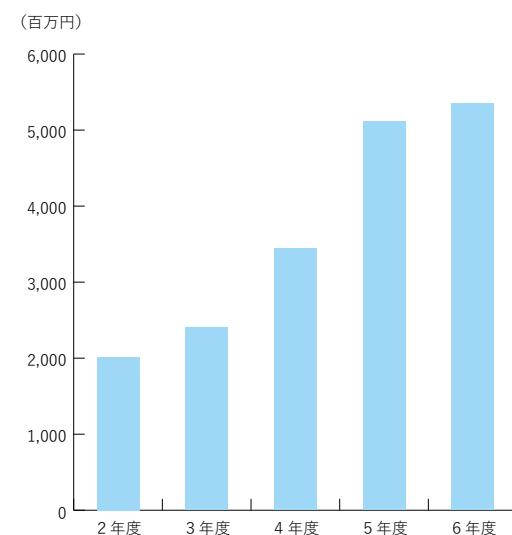
### 保証承諾



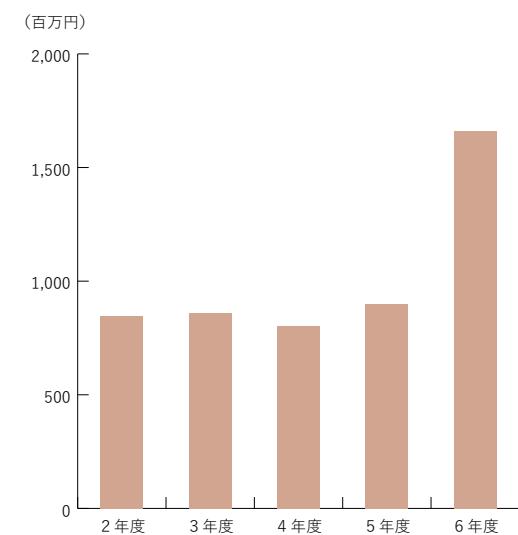
### 保証債務残高



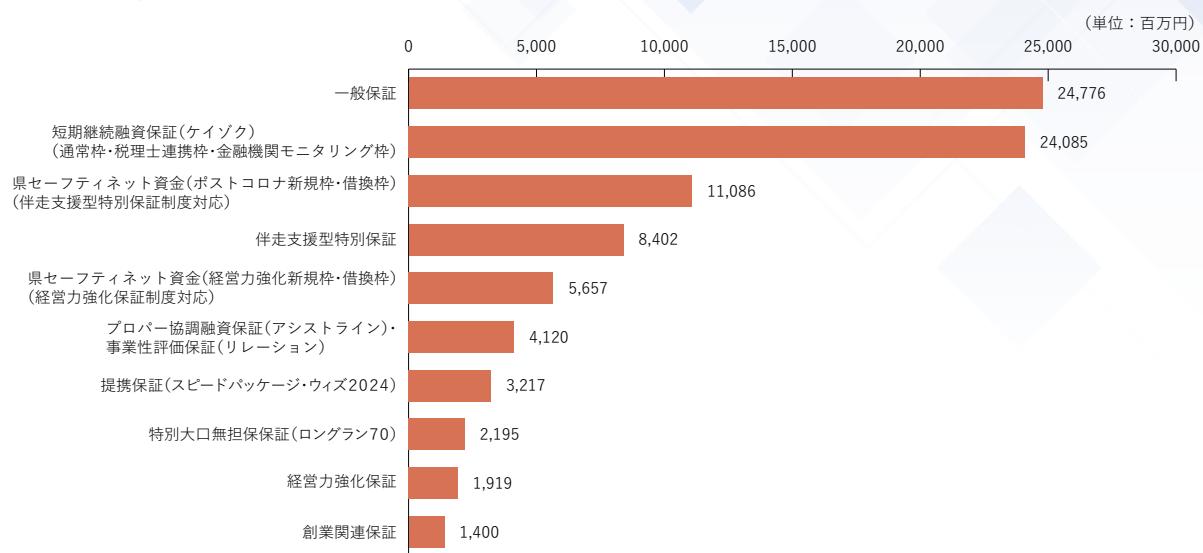
### 代位弁済



### 求償債権回収額



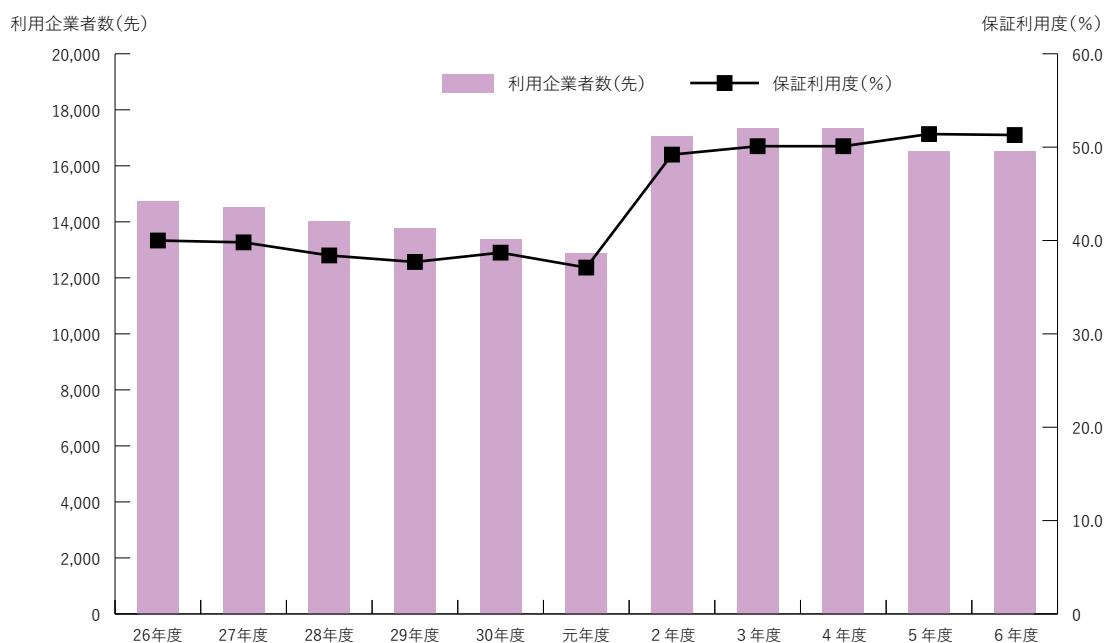
## 令和6年度制度別保証承諾額(上位10制度)



## 県内保証利用企業者数の推移

(単位:先・%)

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
利用企業者数	14,745	14,524	14,028	13,779	13,385	12,855	17,038	17,325	17,345	16,531	16,505
保証利用度	40.0	39.8	38.4	37.7	38.7	37.1	49.2	50.1	50.1	51.4	51.3



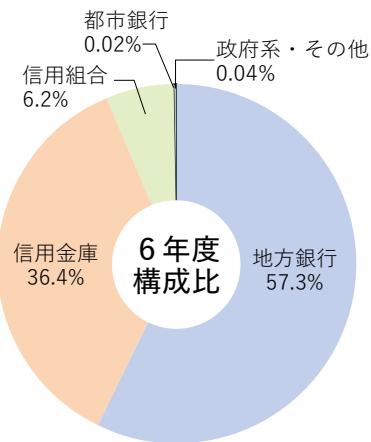
※保証利用度は県内中小企業者数を分母としています。

## 金融機関群別保証状況

### 保証承諾

(単位：百万円)

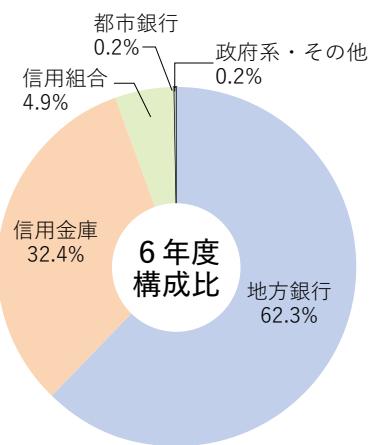
金融機関群別	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
地方銀行	230,559	50,663	56,582	67,974	58,396
信用金庫	116,243	20,395	23,392	39,813	37,042
信用組合	16,107	5,404	5,299	6,527	6,331
都市銀行	520	215	338	83	25
政府系・その他	80	176	71	200	40
合計	363,509	76,853	85,682	114,598	101,834



### 保証債務残高

(単位：百万円)

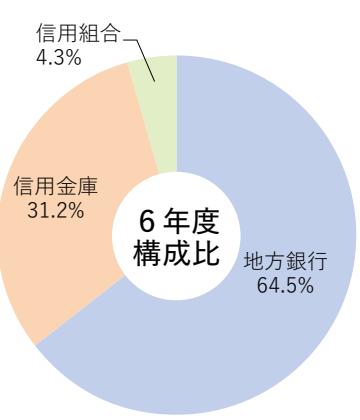
金融機関群別	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
地方銀行	299,586	295,373	285,363	252,226	232,298
信用金庫	132,360	133,872	127,829	122,249	120,831
信用組合	19,530	20,833	20,247	18,964	18,250
都市銀行	1,635	1,540	1,239	982	789
政府系・その他	720	688	622	693	650
合計	453,830	452,305	435,300	395,114	372,819



### 代位弁済

(単位：百万円)

金融機関群別	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
地方銀行	1,479	1,321	1,803	3,408	3,454
信用金庫	521	864	1,265	1,538	1,668
信用組合	15	218	238	163	231
都市銀行	1	0	138	7	0
政府系・その他	0	0	0	0	0
合計	2,017	2,403	3,444	5,116	5,353



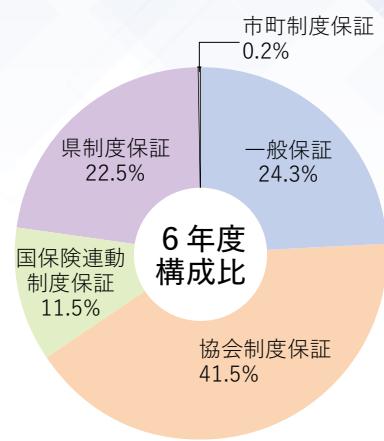
※金額は、単位未満を四捨五入していますので、合計と一致しないことがあります。また、構成比も同様に合計が100%にならない場合があります。

## 制度別保証状況

### 保証承諾

(単位：百万円)

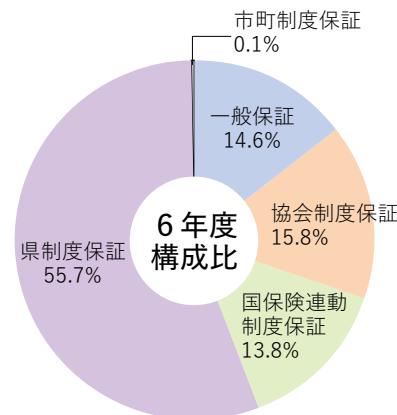
制度別	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
一般保証	9,622	16,424	21,289	21,088	24,776
協会制度保証	27,174	30,475	33,802	33,411	42,226
国保険連動制度保証	6,207	4,779	12,927	26,723	11,661
県制度保証	320,341	25,052	17,522	33,205	22,943
市町制度保証	165	124	142	171	229
合計	363,509	76,853	85,682	114,598	101,834



### 保証債務残高

(単位：百万円)

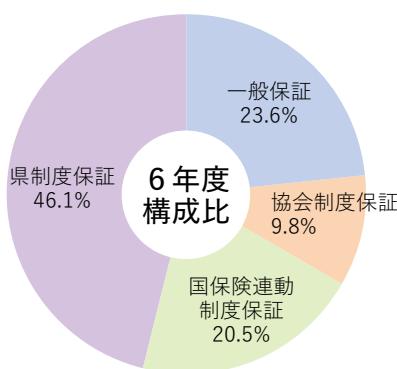
制度別	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
一般保証	65,898	59,290	57,752	53,358	54,248
協会制度保証	54,706	51,712	53,224	52,565	58,984
国保険連動制度保証	26,876	24,845	30,576	49,003	51,449
県制度保証	305,999	316,088	293,348	239,734	207,591
市町制度保証	351	371	400	455	546
合計	453,830	452,305	435,300	395,114	372,819



### 代位弁済

(単位：百万円)

制度別	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
一般保証	723	705	827	1,308	1,263
協会制度保証	194	208	441	488	524
国保険連動制度保証	566	465	467	623	1,099
県制度保証	533	1,021	1,709	2,697	2,467
市町制度保証	1	4	1	0	0
合計	2,017	2,403	3,444	5,116	5,353



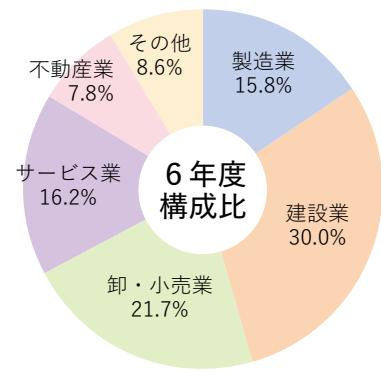
※金額は、単位未満を四捨五入していますので、合計と一致しないことがあります。また、構成比も同様に合計が100%にならない場合があります。

## 業種別保証状況

### 保証承諾

(単位：百万円)

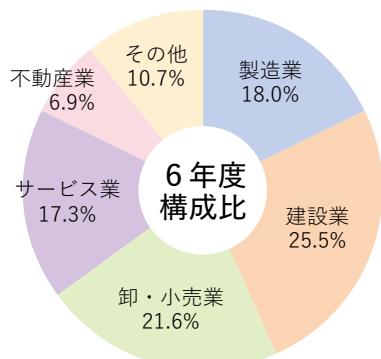
業種別	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
製造業	64,235	11,784	13,345	19,880	16,060
建設業	98,050	21,889	25,830	33,900	30,549
卸・小売業	79,426	16,152	18,368	25,102	22,082
サービス業	61,553	12,548	13,199	17,212	16,500
不動産業	23,262	7,646	7,722	8,024	7,914
その他	36,983	6,834	7,218	10,480	8,728
合計	363,509	76,853	85,682	114,598	101,834



### 保証債務残高

(単位：百万円)

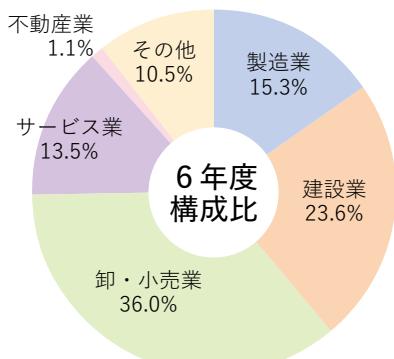
業種別	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
製造業	84,115	83,071	79,209	70,486	66,955
建設業	115,726	115,043	111,566	101,881	95,248
卸・小売業	98,627	98,408	94,518	86,039	80,598
サービス業	74,722	76,103	73,802	66,682	64,432
不動産業	31,009	30,819	29,661	27,307	25,673
その他	49,631	48,862	46,544	42,720	39,912
合計	453,830	452,305	435,300	395,114	372,819



### 代位弁済

(単位：百万円)

業種別	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
製造業	238	306	277	570	818
建設業	499	515	575	1,212	1,261
卸・小売業	556	735	1,334	1,463	1,930
サービス業	299	279	732	755	725
不動産業	56	163	27	276	57
その他	368	406	500	842	563
合計	2,017	2,403	3,444	5,116	5,353



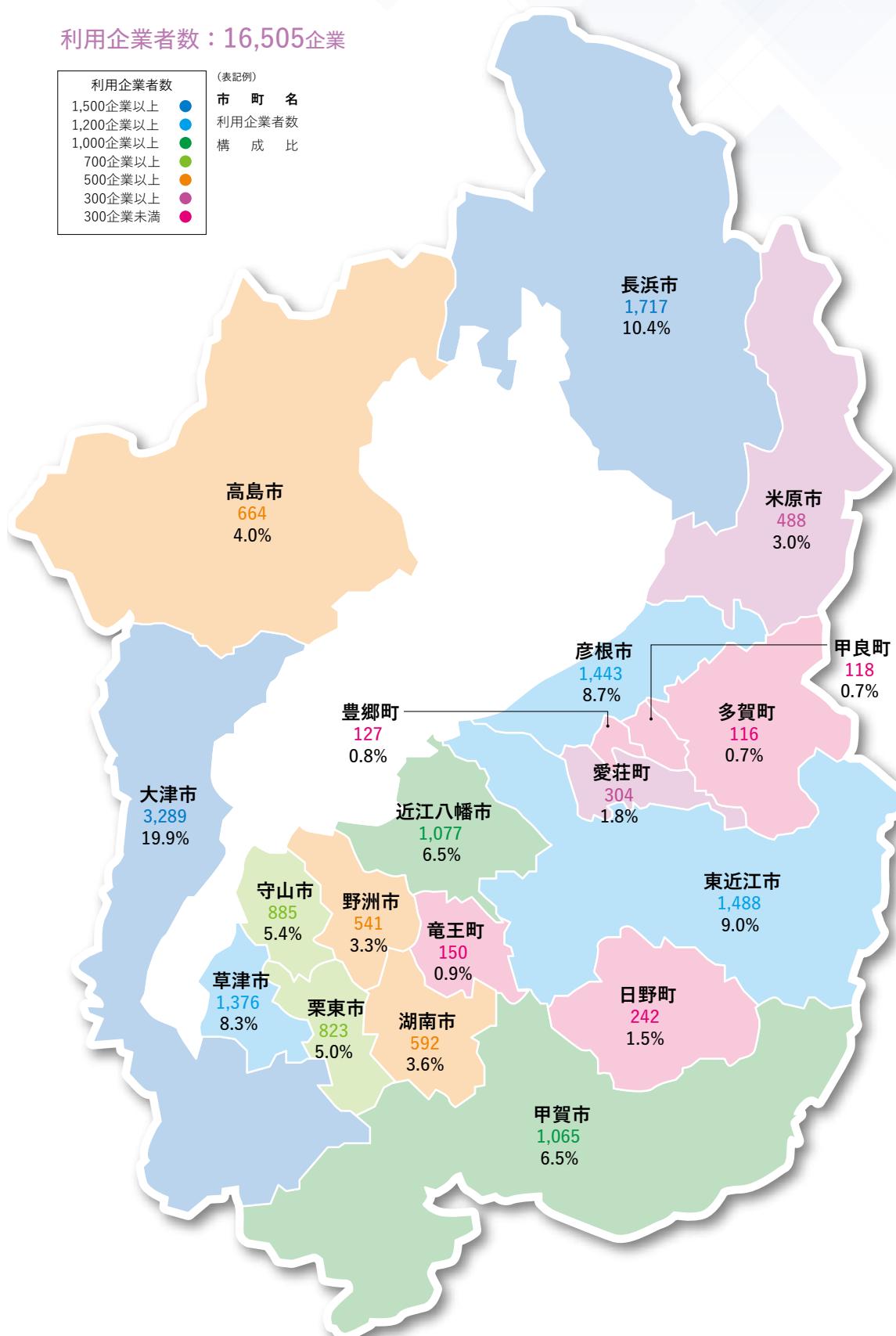
※金額は、単位未満を四捨五入していますので、合計と一致しないことがあります。また、構成比も同様に合計が100%にならない場合があります。

## 市町別保証利用企業者数（令和6年度）

利用企業者数：16,505企業

(表記例)	
利用企業者数	市町名
1,500企業以上	●
1,200企業以上	●
1,000企業以上	●
700企業以上	●
500企業以上	●
300企業以上	●
300企業未満	●

利用企業者数  
構成比



## 収支計算書

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

(単位:千円)

支出の部		収入の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
経 常 支 出	2,936,424	経 常 収 入	4,837,747
業 務 費	1,243,714	保 証 料	3,854,424
借 入 金 利 息	0	預 け 金 利 息	19,600
信 用 保 険 料	1,692,710	有 価 証 券 利 息 配 当 金	428,914
責任共有負担金納付金	0	調 査 料	0
雜 支 出	0	延 滞 保 証 料	0
		損 害 金	43,071
		事 務 補 助 金	10,461
		責 任 共 有 負 担 金	441,442
		雜 収 入	39,836
経 常 収 支 差 額	1,901,322		
経 常 外 支 出	7,671,047	経 常 外 収 入	7,392,243
求 償 権 償 却	4,739,904	債 却 求 償 権 回 収 金	150,522
譲 受 債 権 償 却	0	責 任 準 備 金 戻 入	2,565,049
雜 勘 定 償 却	22,604	求 償 権 償 却 準 備 金 戻 入	420,036
有 価 証 券 評 価 損	0	求 償 権 補 填 金 戻 入	4,233,170
有 価 証 券 売 却 損	0	保 険 金	3,869,030
退 職 金	3,236	損 失 補 償 補 填 金	364,139
責 任 準 備 金 繰 入	2,476,954	有 価 証 券 評 価 益	0
求 償 権 償 却 準 備 金 繰 入	427,528	有 価 証 券 売 却 益	0
そ の 他 支 出	821	補 助 金	0
		そ の 他 収 入	23,467
経 常 外 収 支 差 額	-278,803		
		制度改革促進基金取崩額	0
		収支差額変動準備金取崩額	0
当 期 収 支 差 額	1,622,519		
収支差額変動準備金繰入額	810,000		
基 本 財 产 繰 入 額	812,519		

※金額は単位未満を四捨五入していますので、合計と一致しないことがあります。

## 収支計算書の用語解説

### 支 出

### 収 入

#### 信用保険料

日本政策金融公庫へ支払った信用保険料で、当該決算期間に対応する額を計上しています。

#### 責任共有負担金納付金

責任共有負担金の一部を日本政策金融公庫に納付しています。

#### 経常支出

業務費

信用保険料

責任共有負担金納付金

#### 経常収入

保証料

預け金利息等

責任共有負担金

その他

#### 保証料

保証ご利用の際に中小企業の方からいただく保証料で、当該決算期間に対応する額を計上しています。

#### 預け金利息等

金融機関に預け入れた預託金の受取利息と有価証券からの利益配当金です。

#### 責任共有負担金

責任共有制度において負担金方式を選択している金融機関から、保証実績(代位弁済率等)に応じて受領した負担金を計上しています。

#### 求償権償却

年度末求償権のうち法的整理等の結果、回収不能となつて償却した求償権や当年度受領した保険金相当額等を計上しています。

#### 経常外支出

求償権償却

#### 責任準備金繰入

将来の不測の事態に備えて積み立てる準備金で、一般企業の貸倒引当金に相当するものです。年度末の保証債務残高に対して、その分類ごとにリスクに応じた算定方法に基づき積み立てています。

#### 求償権償却準備金繰入

協会資産の健全性を保つために、年度末求償権のうち回収困難な額を見積って一定の割合を積み立てています。

#### 当期収支差額

全額基本財産(収支差額変動準備金を含む)に繰入れ、当協会が健全な経営を行い、公共的使命を果たしていくうえで必要な基本財産の充実を図ります。

責任準備金繰入

求償権償却  
準備金繰入

その他

当期収支差額

#### 経常外収入

責任準備金戻入

求償権償却  
準備金戻入

求償権補填金  
戻入

その他

#### 求償権補填金戻入

代位弁済により日本政策金融公庫から受領した保険金と地方公共団体等から受領した損失補償補填金からなっています。

## 貸借対照表

(令和7年3月31日現在)

(単位:千円)

借 方		金額
科 目		金額
現 金		333
現 金		333
小 切 手		0
預 け 金		12,733,145
当 座 預 金		0
普 通 預 金		2,019,903
通 知 預 金		0
定 期 預 金		10,700,000
郵 便 貯 金		13,242
金 錢 信 託		0
有 価 証 券		40,645,093
国 債		0
地 方 債		10,987,016
社 債		29,656,077
株 式		2,000
受 益 証 券		0
新 株 予 約 権		0
フ ア ン ド 出 資		0
譲 渡 性 預 金		0
そ の 他		0
動 産 ・ 不 動 産		723,515
事 業 用 不 動 産		414,185
事 業 用 動 産		309,330
所 有 動 産 ・ 不 動 産		0
建 設 仮 勘 定		0
損 失 补 償 金 見 返		1,405,743
保 証 債 務 見 返		372,818,798
求 償 権		1,502,131
譲 受 債 権		0
雜 勘 定		861,022
仮 払 金		17,639
保 証 金		289
厚 生 基 金		4,125
連 合 会 勘 定		4,575
未 収 利 息		90,522
有 価 証 券 未 収 入 金		0
未 経 過 保 険 料		743,873
合 計		430,689,781

貸 方		金額
科 目		金額
基 本 財 産		28,760,556
基 金		7,275,230
基 金 準 備 金		21,485,326
制 度 改 革 促 進 基 金		0
収 支 差 額 变 動 準 備 金		13,437,509
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金		0
責 任 準 備 金		2,476,954
求 償 権 償 却 準 備 金		427,528
退 職 給 与 引 当 金		588,536
損 失 补 償 金		1,405,743
保 証 債 務		372,818,798
求 償 権 補 填 金		0
保 険 金		0
損 失 补 償 金		0
借 入 金		0
長 期 借 入 金		0
(うち日本政策金融公庫分)		0
短 期 借 入 金		0
(うち日本政策金融公庫分)		0
収 支 差 額 变 動 準 備 金 造 成 資 金		0
雜 勘 定		10,774,157
仮 受 金		26,780
保 険 納 付 金		102,022
損 失 补 償 納 付 金		7,272
未 経 過 保 証 料		10,608,381
未 払 保 険 料		1,132
未 払 費 用		28,571
有 価 証 券 未 払 金		0
合 計		430,689,781

## 財産目録

(令和7年3月31日現在)

(単位:千円)

資 産		金額
科 目		金額
現 金		333
預 け 金		12,733,145
金 錢 信 託		0
有 価 証 券		40,645,093
動 産 ・ 不 動 産		723,515
損 失 补 償 金 見 返		1,405,743
保 証 債 務 見 返		372,818,798
求 償 権		1,502,131
譲 受 債 権		0
雜 勘 定		861,022
合 計		430,689,781

負 債		金額
科 目		金額
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金		0
責 任 準 備 金		2,476,954
求 償 権 償 却 準 備 金		427,528
退 職 給 与 引 当 金		588,536
損 失 补 償 金		1,405,743
保 証 債 務		372,818,798
求 償 権 補 填 金		0
借 入 金		0
雜 勘 定		10,774,157
合 計		388,491,716
正 味 財 産		42,198,065

※各表の金額は単位未満を四捨五入していますので、合計と一致しないことがあります。

## 貸借対照表の用語解説

### 借 方

### 貸 方

#### 現金・預け金

預け金は、保証の利用を促進するため、金融機関へ預け入れています。

現金・預け金

#### 有価証券

安全有利な資金運用を行うため、国債・地方債・社債等を保有しています。

有価証券

#### 求償権

経理上の求償権は、代位弁済した金額から回収金ならびに償却（回収困難なもの、日本政策金融公庫からの保険金および地方公共団体等からの損失補償補填金によるもの）を控除した額です。

動産・不動産

求償権

未経過保険料

その他

#### 未経過保険料

当年度中に日本政策金融公庫へ支払った保険料のうち、翌事業年度にかかる部分を計上しています。

#### 基本財産

会社の資本金に相当するものです。地方公共団体や金融機関等から拠出された「基金」および過去の収支差額の累計「基金準備金」で構成されています。

基本財産

#### 収支差額変動準備金

収支差額に欠損が生じた場合や、急激な保証の増大により基本財産の増強が必要となった場合に備えて、協会経営の安定のために積み立てておくものです。

収支差額変動準備金

責任準備金

求償権償却準備金

退職給与引当金

未経過保証料

その他

#### 未経過保証料

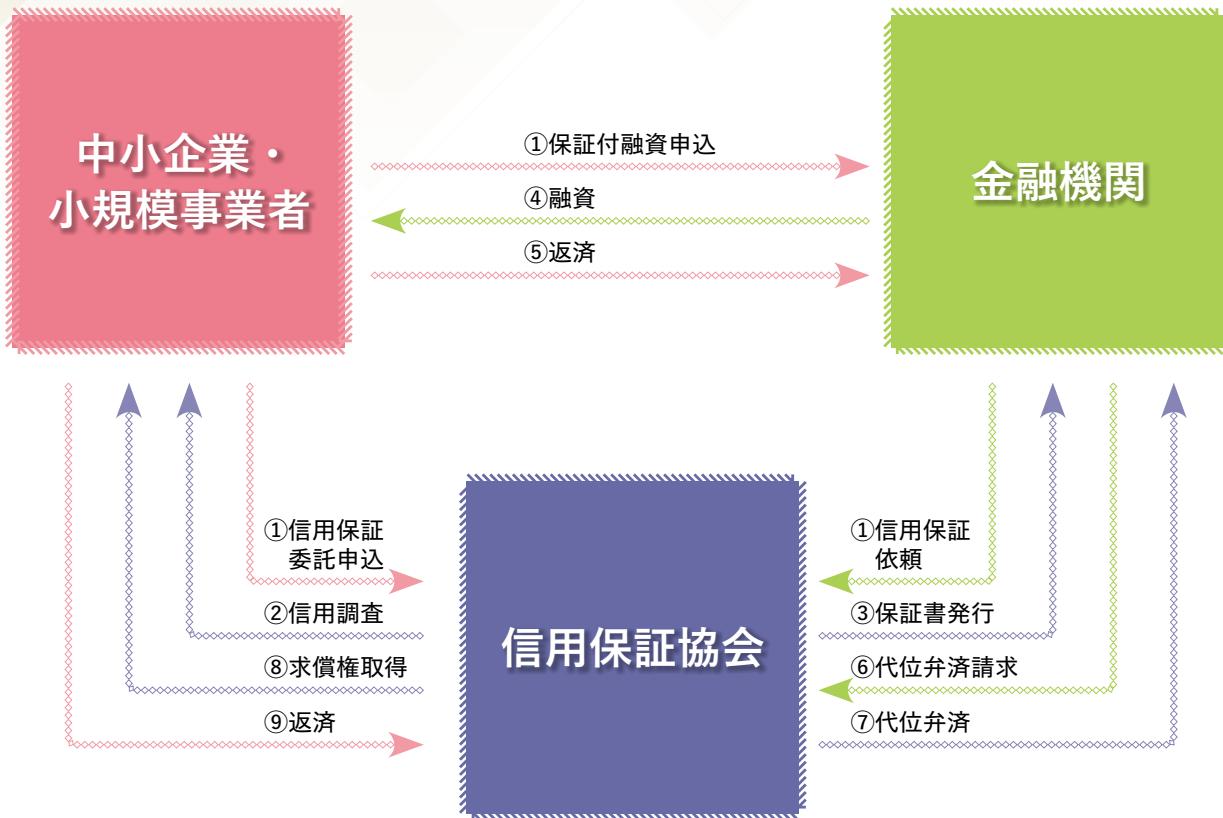
受入保証料のうち翌事業年度以降にかかる部分を計上しています。

※保証債務見返（借方）と保証債務（貸方）、損失補償金見返（借方）と損失補償金（貸方）は同額のため、この表からは除いてあります。

# ●信用保証の概要



## 信用保証制度のしくみ



信用保証制度の当事者は、  
中小企業・小規模事業者、金融機関、信用保証協会の三者です。

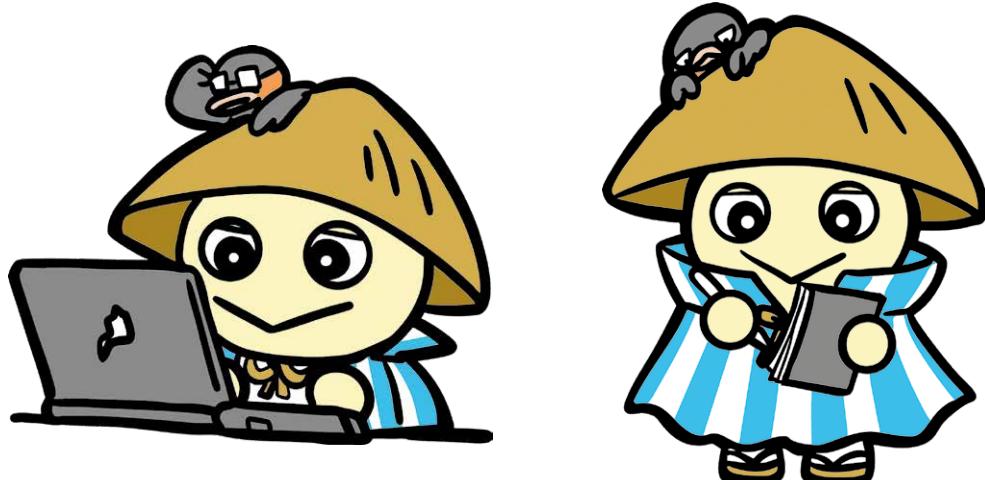
- ①中小企業・小規模事業者は金融機関を経由して信用保証協会に保証申込み（信用保証委託申込）をします。
- ②信用保証協会は、申込みのあった中小企業・小規模事業者について、信用調査をします。
- ③信用保証協会は、審査の結果、信用保証を適当と認めたときは、金融機関に対し保証書を発行します。
- ④金融機関は、保証書に基づき中小企業・小規模事業者に融資を行います。このとき、中小企業・小規模事業者は所定の信用保証料を金融機関を通じて信用保証協会へお支払いいただきます。
- ⑤中小企業・小規模事業者は、融資を受けたときの条件によって金融機関に借入金を返済します。
- ⑥中小企業・小規模事業者が何らかの事情で借入金の全額または一部の返済ができなくなったとき、金融機関は信用保証協会に対して代位弁済の請求をします。
- ⑦信用保証協会は、金融機関からの請求に基づき、中小企業・小規模事業者に代わって借入金の残額を金融機関に代位弁済します。
- ⑧信用保証協会は、中小企業・小規模事業者に対する求償権を取得し、債権者となります。
- ⑨中小企業・小規模事業者は、信用保証協会に対して返済をします。

## 信用保険制度のしくみ



信用保険制度の当事者は、  
日本政策金融公庫（以下「日本公庫」という。）、信用保証協会の二者です。

- ①日本公庫と信用保証協会は信用保険契約を締結し、この保険契約に基づき、日本公庫は信用保証協会の保証に対して保険を引受けます。
- ②信用保証協会が保証を行った場合、上記①の契約に基づき日本公庫に保証通知を行い、保険料を支払います。
- ③信用保証協会が金融機関に代位弁済をしたときは、日本公庫に保険金の請求を行います。
- ④日本公庫は、信用保険の種類に応じ、代位弁済した元本金額の70%～90%を保険金として信用保証協会に支払います。
- ⑤信用保証協会は、代位弁済した中小企業・小規模事業者からの回収金を保険金の受領割合に応じて日本公庫に納付します。



## ご利用いただける方

### 1 企業規模

法人の場合は、「資本金の額（出資の総額）」もしくは「常時使用する従業員」のいずれか一方が下表に該当すれば対象となります。

個人の場合は、「常時使用する従業員」が下表に該当すれば対象となります。

特定非営利活動法人（NPO法人）の場合は、「常時使用する従業員」が300人（小売業については50人、卸売業またはサービス業については100人）以下であれば対象となります。

業種	資本金の額 (出資の総額)	常時使用する従業員 (小規模企業者)※
製造業など（建設業、運送業、不動産業を含む）	3億円以下	300人以下(20人以下)
ゴム製品製造業（自動車または航空機用タイヤおよびチューブ製造業ならびに工業用ベルト製造業を除く）		900人以下(20人以下)
卸売業	1億円以下	100人以下(5人以下)
小売業・飲食業	5千万円以下	50人以下(5人以下)
サービス業	5千万円以下	100人以下(5人以下)
ソフトウェア業／情報処理サービス業	3億円以下	300人以下(20人以下)
旅館業	5千万円以下	200人以下(20人以下)
医業を主たる事業とする法人	—	300人以下(20人以下)

※小規模企業者とは、常時使用する従業員の数が20人以下（一部の業種については5人以下）の会社または個人等をいいます。

（注1）常時使用する従業員とは

事業主、事業主と生計を一にしている三親等内の親族（有給であっても）、臨時雇用（パート・アルバイト）の従業員、法人の役員は含みません。また、特定非営利活動法人（NPO法人）は雇用契約関係がないボランティア等は従業員に含みません。なお、名目は臨時雇用であっても、実質常時雇用的なものについては常時使用する従業員の範囲に含まれます。

（注2）常時使用する従業員数が要件の人数の9割を超えている場合

従業員数を確認できる資料（原則として労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書等）が必要です。

（注3）原則として上表によりますが、旅行業等、業種によって条件が別に定められている場合があります。

### 2 所在地

#### （1）個人の場合

住居または事業所のいずれかが滋賀県内にある方

#### （2）法人の場合

滋賀県内に本店または事業所を有する方

### 3 業歴

業歴、営業年数は問わず、客観的に事業を行っていることが明らかであれば保証対象となります。

ただし、制度要綱等に定めがある場合は、その定めによります。

### 4 業種

ほとんどの業種が保証の対象になりますが、農業、林業、漁業、金融・保険業、サービス業、その他社会的批判を受けるおそれがあるものにおいては、保証の対象外になる業種があります。

業種分類は、原則として日本標準産業分類（総務省編）の分類概念に準拠していますが、信用保険の対象外業種との関係から一部異なる取り扱いをする場合があります。

### 5 許認可

許認可等を必要とする業種については、適法に許可・認可等を受けていることが必要となりますので、許認可証等の写しを提出してください。

なお、許認可等を要する複数の事業を兼業している場合で、資金使途が特定の事業に限定されていないときは、主たる事業（原則として売上高等が概ね60%以上の事業）の許可等の確認で足り、多店舗展開している場合は主たる店舗（一店舗）についての許可等の写し、他の店舗については宣誓書（信用保証委託申込書記載）をもって確認します。

また、資金使途が特定の店舗にかかるものである場合には、当該店舗にかかる許認可証等の写し等による確認が必要です。

## 信用保証料

信用保証料は、信用保証協会が中小企業・小規模事業者の方の委託に基づいて行う信用保証の対価として、支払っていただく信用保証制度独自のもので、信用保険制度への信用保険料、協会の業務費、損失負担（代位弁済）等に充てられるものです。

中小企業・小規模事業者の財務内容等に応じて、下表のとおり9段階となります。

また、責任共有制度に該当する場合の「責任共有保証料率」と該当しない場合の「信用保証料率」に区分されます。

例外として、経営安定関連保証（セーフティネット保証）・流動資産担保融資保証等の特別な保証には、一定の保証料率が適用されます。

なお、最終的な保証料率は、個別に中小企業・小規模事業者の定性要因を加味して協会が決定します。

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
責任共有保証料率（%） (特殊保証料率)	1.90 (1.62)	1.75 (1.49)	1.55 (1.32)	1.35 (1.15)	1.15 (0.98)	1.00 (0.85)	0.80 (0.68)	0.60 (0.51)	0.45 (0.39)
信用保証料率（%） (特殊保証料率)	2.20 (1.87)	2.00 (1.70)	1.80 (1.53)	1.60 (1.36)	1.35 (1.15)	1.10 (0.94)	0.90 (0.77)	0.70 (0.60)	0.50 (0.43)

（注1）「責任共有保証料率」は、保証委託額に対して計算される保証料を貸付金額に対する率で表示したものです。

（注2）「信用保証料率」は、保証委託額に対する率で、責任共有制度対象外の保証制度に適用します。

（注3）「特殊保証料率」は、手形等割引根保証、電子記録債権割引根保証、当座貸越根保証および事業者カードローン根保証に適用します。

## 経営者保証を不要とする保証の取り扱いについて

当協会では、経営者保証に関するガイドラインを尊重した対応を実施しています。

一定の要件を満たす場合は、経営者保証を不要とする取り扱いにて保証制度をご利用いただけます。

申込金融機関様には、経営者保証の提供を求める場合、「経営者保証に関するガイドライン」等に係る内容を申込人に説明のうえ、経営者保証を提供することを確認し、確認チェック欄にチェックを付けて保証申込書類と併せてご提出いただいています。

## 「経営者保証に関するガイドライン」ご説明に関する書類

滋賀県信用保証協会

「経営者保証に関するガイドライン」等に係るご説明

本紙の内容を申込人、〔法人名：  〕  
 〔訪問のうえ、経営者反対を提供することについて確認しました。〕

〔理番号：  　年月日：  　金融機関認証  〕

申込の金融機関は、本紙の内容の写しを提出して下さい。本紙の内容申込人に放送のうえ、経営者反対を記載するごとに確認し、連絡チェックにチェック〔  〕を付けて申込証明紙に記載して下さい。

**1. 金融機関との連携による経営者保証を不要とする取扱い（信用保証料の上乗せなし）**

信用保証料では、次のいずれかの類型に該当する法人の場合、経営者保証を不要とする取扱いをすることができます。

類型	件 印
金融機関 連 席	① 申込金融機関において、西濃保証会員の保証をかけない経営者保証を不要とし、かつ 併せて他の保証がない場合は特高がある（もしくは同レシミングで上記と同内容の の取扱を行なう） ② 「西濃のうえ」において重複保証をしない限り「西濃」に連絡して重複保証料免除が 可能としない ③ 法人・経営者ともに一括して解消が留められていることを申込金融機関が確認している、 など
財務状況 別紙の記載	西濃金融機関において、他の取扱要件を満たしている。 法人又は経営者の所有する不動産の担保保証料があり、十分な保証が図られている。 その他、他の取扱いにおいて、経営者保証を不要として取り扱うことが窓口の取扱であると認められる事。

**2. 経営者保証を提供しないことを選択する制度（信用保証料の上乗せあり）**

信用保証料では、次の(1)～(5)のいずれかも該当する法人の場合は、信託保証料率の上乗げを条件に経営者保証を提供しないことを選択できる（事業者登録型保証会員の「信用保証料制度」が適用できません）。

(1)過去2年間に於て、決算書を提出しないこと。  
 (2)過去の清算において、代表者への預け金等がなく、戻戻請求等が社会通念上適切な範囲を超えていないこと。  
 (3)次の(4)又は(5)に該当する法人であることを。  
 ① 直接の取引において経営者保証でない。  
 ② 重複に取扱う経営者保証が経営者保証料である。  
 (4)次の(5)に該当する場合は、直近の決算において代表者の預け金等があることを。  
 (5)直近の3ヵ月の収支簿に記載の決算において代表者の預け金等がなく、役員報酬等が社会通念上適切な範囲を超えていないこと。  
 (6)信用保証料の上乗げを条件として保証人の保証を付さないことを希望していること。

また、上記以外にも経営者保証を不要とする制度等もございますので、詳しいについては各信託保証協会までお問い合わせください。

※経営者保証……金融機関から融資を受ける際、経営者が会社の連帯保証人となること。

※経営者保証に関するガイドライン……中小企業の経営者保証に関する契約時および履行時等における対応について、中小企業団体および金融機関団体共通の自主的自立的な準則として策定・公表されたもの。

## 1 信用保証料の上乗せなし

類型	要件
金融機関連携型	<ul style="list-style-type: none"> <li>取扱金融機関において、信用保証協会の保証を付さない、経営者保証を不要とし、かつ担保による保全がない融資残高がある（もしくは同じタイミングで上記と同内容の融資を行う）。</li> <li>「直近決算において債務超過でないこと」かつ「直近2期の決算において減価償却前経常利益が連続して赤字でないこと」。</li> <li>法人と経営者との一体性解消が図られていることを取扱金融機関が確認している。など</li> </ul>
財務要件型	<ul style="list-style-type: none"> <li>直近決算において一定の財務要件を満たしている。（※純資産額5千万円以上、自己資本比率20%以上など）</li> </ul> <p>「財務要件型無保証人保証制度」でのご利用となります。 なお、信用保証料割引のある「財務要件型無保証人保証割引制度（ロングラン70財務型）」もご利用いただけます。</p>
担保充足型	<ul style="list-style-type: none"> <li>法人又は経営者が所有する不動産の担保提供があり、十分な保全が図られている。</li> </ul>

## 2 信用保証料の上乗せあり

	<b>①事業者選択型経営者保証 非提供制度（横断的制度） 〈各信用保証制度と組み合わせて 利用できます〉</b>	<b>②事業者選択型経営者保証 非提供促進特別保証制度 (国補助制度)</b>	<b>③経営支援資金 (経営者保証非提供促進枠)</b>				
ご利用いただける方	<p>次の（1）～（5）をすべて満たす法人</p> <p>（1）過去2年間、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出していること。</p> <p>（2）直近決算において、代表者等への貸付金その他の金銭債権がなく、かつ代表者への役員報酬、賞与、配当その他の金銭の支払が社会通念上相当と認められる額を超えていないこと。</p> <p>（3）次のいずれかを満たすこと。</p> <p>①直近決算において債務超過でない。</p> <p>②直近2期の決算において減価償却前経常利益が連続して赤字でない。</p> <p>（4）次の①及び②について継続的に充足することを誓約する書面を提出していること。</p> <p>①保証申込後においても、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出すること。</p> <p>②保証申込日を含む事業年度以降の決算において代表者への貸付金等がなく、役員報酬等が社会通念上適切な範囲を超えていないこと。</p> <p>（5）保証料率の引上げを条件として保証人の保証を提供しないことを希望していること。</p>	<p>【取り扱い期間】</p> <p>令和6年3月15日～令和9年3月31日</p>					
保証料率	<p>ご利用いただける方（3）①及び②のいずれも満たす場合 <b>各信用保証制度の保証料率に0.25%上乗せ</b></p> <p>ご利用いただける方（3）①又は②のいずれか一方を満たす場合、又は法人の設立後2事業年度の決算がない場合 <b>各信用保証制度の保証料率に0.45%上乗せ</b></p>	<p>ご利用いただける方（3）①及び②のいずれも満たす場合 <b>0.70%～2.15%（所定の保証料率に0.25%上乗せ）</b></p> <p>ご利用いただける方（3）①又は②のいずれか一方を満たす場合、又は法人の設立後2事業年度の決算がない場合 <b>0.90%～2.35%（所定の保証料率に0.45%上乗せ）</b></p> <p>②、③については国からの信用保証料補助があります。</p> <p><b>信用保証料補助</b></p> <table border="1"> <tr> <td>当協会申込受付日 令和7年4月1日～令和8年3月31日</td> <td><b>0.10%</b></td> </tr> <tr> <td>当協会申込受付日 令和8年4月1日～令和9年3月31日</td> <td><b>0.05%</b></td> </tr> </table>	当協会申込受付日 令和7年4月1日～令和8年3月31日	<b>0.10%</b>	当協会申込受付日 令和8年4月1日～令和9年3月31日	<b>0.05%</b>	
当協会申込受付日 令和7年4月1日～令和8年3月31日	<b>0.10%</b>						
当協会申込受付日 令和8年4月1日～令和9年3月31日	<b>0.05%</b>						

## その他、経営者保証を不要とする保証制度

- ・スタートアップ創出促進保証制度
- ・事業承継特別保証制度
- ・経営承継借換関連保証制度
- ・経営承継準備関連保証制度（一部対象者）
- ・流動資産担保融資保証制度（ABL保証）
- ・特定社債保証制度
- ・プロパー融資借換特別保証制度



# 主な保証制度

(令和7年4月現在) ※詳細は当協会ホームページをご覧ください。

## 1 創業期の保証制度

保証の名称	対象者	保証限度額	融資利率	保証料率	保証期間(据置)
再挑戦支援保証 ☆責任共有制度対象外	創業をお考えの方、または創業後5年未満の方で、過去営んでいた事業の廃止経験がある方	3,500万円	金融機関 所定	1.00%	10年以内 (1年)
スタートアップ創出促進保証 ☆責任共有制度対象外 △経営者保証不要	創業をお考えの方、または創業後5年未満の方で、一定の要件を満たす法人			1.20%	
開業資金保証(創業枠) ☆責任共有制度対象外 一般保証は責任共有制度対象	創業をお考えの方、または創業後5年未満の方で滋賀県が定める要件を満たす方	運転・設備合計 2,500万円	1.20%	1.00% (スタートアップ創出促進 保証利用は0.2%上乗せ) 一般保証 0.37～1.82%	7年以内 (1年)
開業資金保証(創業サポート枠) ☆責任共有制度対象外 一般保証は責任共有制度対象	開業資金保証(創業枠)の対象者で滋賀県が定める要件を満たす方			0.50% (スタートアップ創出促進 保証利用は0.2%上乗せ) 一般保証 0.00～1.32%	
開業資金保証(女性創業枠) ☆責任共有制度対象外	創業をお考えの方、または創業後5年未満の女性で滋賀県が定める要件を満たす方			0.70% (スタートアップ創出促進 保証利用は0.2%上乗せ)	
開業資金保証(北部振興枠) ☆責任共有制度対象外	北部地域で創業をお考えの方、または創業後5年未満の方で滋賀県が定める要件を満たす方	運転・設備合計 1,000万円			

## 2 持続的発展期の保証制度

保証の名称	対象者	保証限度額	融資利率	保証料率	保証期間(据置)
一般保証	(法人)滋賀県内に本店または事業所を有する企業 (個人)住居または事業所のいずれかが滋賀県内にある方	2億8,000万円 組合等 4億8,000万円	金融機関 所定	0.45～1.90%	原則 運転7年以内 設備15年以内
スピードパッケージ・ ウィズ2024	一定の要件を満たし、提携金融機関の推薦があって迅速な融資を必要とする方 ※保証申込に際して金融機関より事前の相談が必要	1億6,000万円 ※給付およびカテゴリーにより異なる		0.35～1.35% 協調融資あり 0.30～1.20%	10年以内 (1年)
事業者カードローン 当座貸越根保証	借入限度額内で借入を反復継続して行いたい方	100万円～2,000万円		0.39～1.62% (特殊保証料率)	1年または2年
小規模事業者カードローン 当座貸越根保証(カードSmile)	借入限度額内で借入を反復継続して行いたい小規模事業者の方	50万円～500万円 ※白色申告の個人事業者は50万円～200万円	金融機関 所定	0.45～1.90%	2年
短期継続 融資保証 (ケイゾク)	通常枠	資本性に近い資金供給をお求めの方		0.45～1.90%	運転 12か月以内
	税理士連携枠	税理士による月次管理をされている方で資本性に近い資金供給をお求めの方		0.35～1.80%	
	金融機関モニタリング枠	金融機関による事業性評価と定期的なモニタリングを実施されている方で資本性に近い資金供給をお求めの方		2,000万円	
事業者選択型経営者保証 非提供促進特別保証 (国補助制度) △経営者保証不要	保証料の上乗せにより経営者保証を提供しないことを希望する一定の要件を満たす法人	8,000万円	金融機関 所定	0.60～2.25%	一括返済 1年以内 分割返済 10年以内(1年)
経営支援資金保証 (経営者保証非提供促進枠) △経営者保証不要					10年以内 (1年)
経営支援資金保証 (小規模企業者特別枠) ☆責任共有制度対象外	申込金額を含めて保証協会付融資残高が2,000万円以下の小規模事業者でかつ原則として直近2期平均の経常利益が700万円以下の小規模事業者の方	1,000万円	1.45%	0.50～1.20%	運転5年以内 (6か月) 設備7年以内 (1年)

### 3 成長発展期の保証制度

保証の名称	対象者	保証限度額	融資利率	保証料率	保証期間(据置)
政策推進資金保証 (DXデジタル推進枠)	デジタル技術を有効に活用するなど、DXに取り組み、経営課題の解決や生産性の向上を目指す方	3,000万円	1.70%以内	0.45～1.20%	10年以内 (2年)
プロパー協調融資保証 (アシストライン)	信用保証付借入と信用保証を付さない借入(金融機関プロパー)をすることで借入枠の拡大を図りたい方	2億8,000万円	金融機関 所定	0.35～1.90%	15年以内 (6か月)
事業性評価保証 (リレーション)	金融機関による事業性評価が行われていて、信用保証付借入と信用保証を付さない借入(金融機関プロパー)をすることで借入枠の拡大を図りたい方			0.35～1.80%	15年以内 (1年)
協調支援型特別保証	信用保証付融資と金融機関プロパー融資を組み合わせることなどにより、金融仲介機能の一層の強化を図り、多岐にわたる経営課題解決を図りたい方	2億8,000万円 組合等 4億8,000万円		0.23～1.43%	一括返済1年以内 分割返済10年以内 (運転1年、設備3年)
政策推進資金保証 (がんばる企業応援枠)	協調支援型特別保証の対象者で、滋賀県が定める要件を満たす方	2億8,000万円	1.70%以内	0.23～1.15%	10年以内 (運転1年、設備3年)

### 4 自然災害や社会的・経済的環境の変化による経営安定のための保証制度

保証の名称	対象者	保証限度額	融資利率	保証料率	保証期間(据置)
経営安定関連保証 (セーフティネット保証) 認定要件5号	属している業種の業況悪化により、市町村長の証明を受けた方	2億8,000万円 組合等 4億8,000万円	金融機関 所定	0.80%	運転10年以内 (1年) 設備15年以内 (1年)

### 5 経営改善・再生支援に関する保証制度

保証の名称	対象者	保証限度額	融資利率	保証料率	保証期間(据置)	
経営力強化保証	金融機関および認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自らが策定した事業計画を基に経営力の強化に取り組む方	2億8,000万円 組合等 4億8,000万円	金融機関 所定	経安関連保証 0.80% 一般保証 0.45～1.75%	一括返済1年以内 分割返済 運転5年以内(1年) 設備7年以内 (1年) 保証付き既往借入金を借り換える場合は10年以内(1年)	
セーフティネット資金保証 (経営力強化新規枠)	経営力強化保証の対象者で、滋賀県が定める要件を満たす方	2億8,000万円	1.20%	0.45～1.75%	一括返済1年以内 分割返済10年以内(1年)	
セーフティネット資金保証 (経営力強化借換枠)	経営力強化保証の対象者で、滋賀県が定める要件を満たす方	2億8,000万円	1.70%以内	経安関連保証 0.80% 一般保証 0.45～1.75%	一括返済1年以内 分割返済10年以内(1年)	
事業再生計画実施関連保証 (経営改善・再生支援強化型)	借入過大、物価高、人手不足等の影響により業況が悪化する中、債権者間の合意が取れている経営改善計画を基に事業の再生に取り組む方	2億8,000万円 組合等 4億8,000万円	金融機関 所定	0.30%	一括返済1年以内 分割返済15年以内(3年)	
政策推進資金保証 (再生支援枠)	【一般保証】 中小企業活性化協議会等の支援により経営改善計画を策定し、滋賀県が定める要件を満たす方	1億円		0.37～1.82%	10年以内(2年) 特に認める場合 15年以内(2年)	
	【借換・改善サポート(経営改善・再生支援強化型)】 借入過大、物価高、人手不足等の影響により業況が悪化する中、事業再生計画の策定支援機関等の指導を受けて作成した計画に従って事業再生を行う借換融資が必要な方			0.30%	10年以内(3年) 特に認める場合 15年以内(3年)	

## 6 事業承継に関する保証制度

保証の名称	対象者	保証限度額	融資利率	保証料率	保証期間(据置)
事業承継特別保証 △財務要件あり △経営者保証不要	一定の財務要件を満たし、事業承継時における資金調達をお考えの中小企業者	2億8,000万円 組合等 4億8,000万円	金融機関 所定	0.45～1.90% 一定の要件を 満たす場合 0.20～1.15%	一括返済 1年以内 分割返済 10年以内 (1年)
経営承継借換関連保証 △財務要件あり △経営者保証不要	経営者が経営者保証を提供していることによって事業活動の継続に支障が生じているとして経済産業大臣の認定を受けた事業承継を予定する中小企業者	2億8,000万円			
政策推進資金保証 (事業承継枠)	安定的な経営権の確保により滋賀県内で事業継続を図る方で滋賀県の定める要件を満たす方	1億円	1.20%	0.45～1.20% 一定の要件を 満たす場合 0.20～0.45%	10年以内 (事業承継特別保証利用の場合は据置期間1年以内、それ以外は2年以内)
事業承継サポート保証	持株会社を活用した事業承継対策をご検討されている方	2億8,000万円	金融機関 所定	1.15%	15年以内 (2年)

## 7 本業を通じたSDGs達成のための保証制度

保証の名称	対象者	保証限度額	融資利率	保証料率	保証期間(据置)
SDGsトライアル保証	本業を通じた持続可能性社会実現のために必要とする事業性資金をお求めの方	1,000万円	金融機関 所定	0.45～1.90% 継続時 (目標達成の場合) 0.25～1.70%	初年度～3年目 短期12か月以内 2年目以降 長期7年以内
SDGsステップアップ保証	SDGsに賛同し、すでにその目標に向けた取り組みを始めており、本業を通じた持続可能性社会実現のために必要とする事業性資金をお求めの方	3,000万円		0.25～1.70%	運転10年以内 (5年) 設備15年以内 (5年)
政策推進資金保証 (CO <sub>2</sub> ネットゼロ推進枠)	県が行う「しがCO <sub>2</sub> ネットゼロ」ムーブメントの取り組みに賛同とともに、一定の条件を満たす方	1,000万円 (蓄電池は 8,000万円)	1.20%	0.00～1.40%	設備10年以内 (2年)



## 責任共有制度のしくみ

◆ 信用保証協会の保証付融資について、信用保証協会と金融機関が適切に責任共有を図ることにより、両者が連携して、中小企業・小規模事業者の事業意欲等を継続的に把握し、融資実行およびその後における経営支援や再生支援といった中小企業・小規模事業者に対する適切な支援を行うことを目的として導入されました。

### 責任共有制度の概要

責任共有制度は、「部分保証方式」と「負担金方式」の2つの方式があり、金融機関がいずれかを選択して採用することとなっています。

いずれの方式であっても、金融機関の負担割合は20%になります。

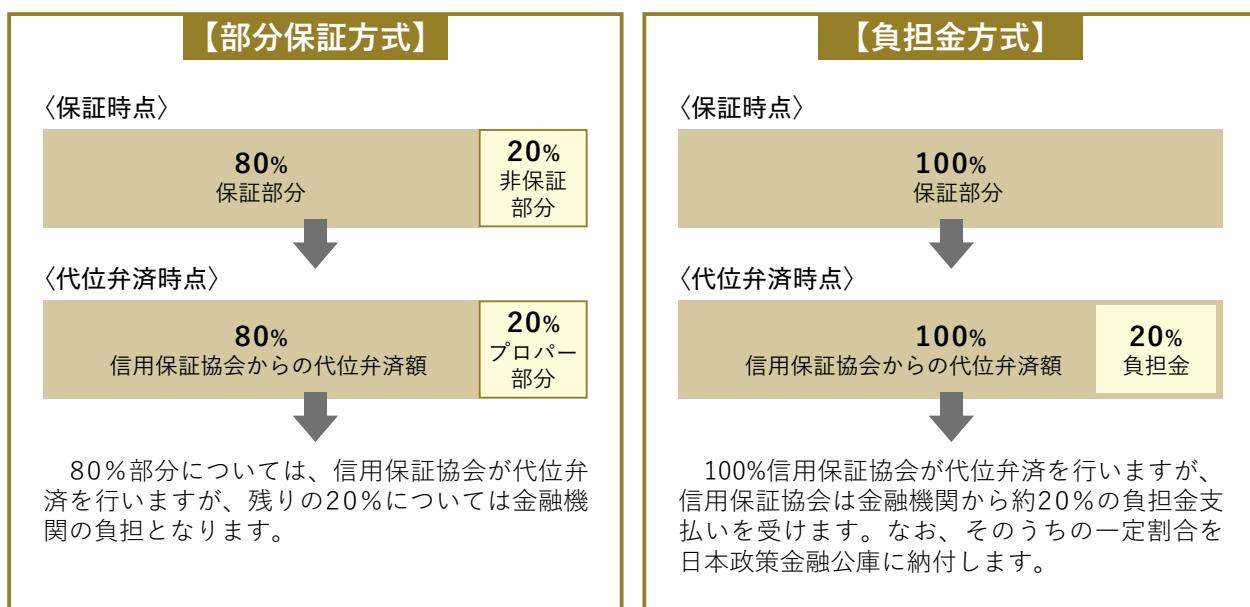
#### 【部分保証方式】

貸付金額の80%（一部の保証を除く）を信用保証協会が保証します。

#### 【負担金方式】

保証時点では100%保証となりますが、代位弁済状況に応じて、金融機関は事後的に信用保証協会に対し負担金を支払うことによって部分保証と同等の負担を負うこととなっています。

（注）部分保証を前提に創設された保証制度（特定社債保証、流動資産担保融資保証）については、金融機関の選択する方式にかかわらず部分保証となります。



### 責任共有制度の対象

原則として、すべての保証が責任共有制度の対象となります。一部例外的に対象外となる保証制度があります。具体的には、次のとおりです。

#### 【責任共有対象外の主な保証制度】

- |                              |                           |
|------------------------------|---------------------------|
| ・ 小口零細企業保証                   | ・ 創業関連保証（再挑戦支援保証含む）       |
| ・ 特別小口保険にかかる保証               | ・ スタートアップ創出促進保証           |
| ・ 経営安定関連保証（セーフティネット保証1～4、6号） | ・ 事業再生保証                  |
| ・ 危機関連保証                     | ・ 求償権消滅保証                 |
| ・ 災害関係保証                     | ・ 破綻金融機関等関連特別保証（中堅企業特別保証） |

# ●コンプライアンス



## コンプライアンス態勢

滋賀県信用保証協会は社会的使命と公共性に鑑み、コンプライアンス（法令遵守等）の徹底を図り、将来にわたって協会業務のより一層の信頼確保に努めます。

### 基本姿勢

#### (1) 真に必要とされる信用保証の推進

中小企業基本法の基本理念のもと、事業の維持創造発展に努める中小企業者に対して真に必要とされる信用保証を通じ、金融の円滑化に努め、地域の産業振興と経済の発展に寄与します。

#### (2) 透明かつ効率的業務運営の確保

わが国の経済活動を常に見極め、さらに金融情勢を分析し、経営内容を可能な限り開示する姿勢で協会の秩序ある活動を維持し、透明かつ効率的な業務運営に努めます。

#### (3) 法令の遵守

執務指針として定める「公平・懇切・正確・迅速」を旨とし、信用保証協会法をはじめ各種関係法令を役職員一人ひとりが厳格に遵守することを自覚し、事業の健全運営に努めます。

#### (4) 反社会的勢力との対決

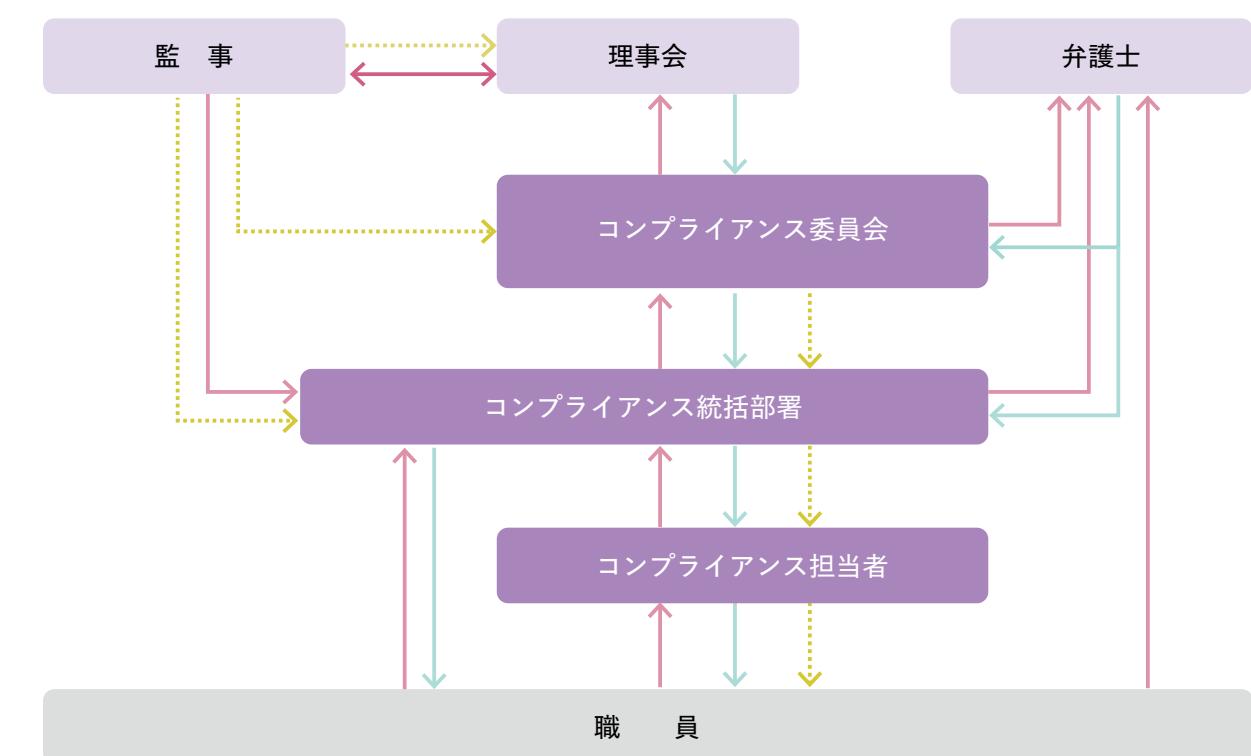
社会的に批判を受ける反社会的勢力に対しては断固として排除します。

#### (5) 地域社会への貢献

社会規範のもと、広く地域住民とのコミュニケーションを図りながら地域社会への貢献に努めます。

## コンプライアンス組織体制図

(令和7年4月1日現在)



- ➡ 報告・連絡・相談
- ➡ 指示
- ➡ 調査・チェック

コンプライアンスに違反する行為を未然に防止し、コンプライアンスの着実な実践を確保するために、コンプライアンス委員会、統括部署、およびコンプライアンス担当者を設置しています。

なお、外部に報告相談窓口として弁護士窓口を設けています。

# 個人情報保護宣言

滋賀県信用保証協会は、信用保証協会法（昭和28年8月10日法律第196号）に基づく法人であり、中小企業等の皆様が金融機関から貸付等を受けるについて、貸付金等の債務を保証することを主たる業務としており、信用保証協会の制度の確立をもって中小企業等の皆様に対する金融の円滑化を図ることを目的としております。

業務上、お客様の個人情報を取得・利用等をさせていただくことになりますが、お客様の個人情報の取り扱いについて以下の方針で取り組み、適正な個人情報の保護に努めてまいります。

## （1）個人情報に関する法令等の遵守

当協会は、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）などの法令およびガイドライン等を遵守して、お客様の個人情報を取り扱います。

## （2）個人情報の取得・利用・提供

- 当協会では、信用保証業務の適切な運営の遂行のためにお客様の個人情報を適正に取得し、利用します。なお、利用目的の詳細につきましては、当協会ホームページの「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の1.「当協会が取り扱う個人情報の利用目的」に公表しておりますのでご覧ください。
- 取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、上記記載の利用目的以外には使用いたしません。
- 取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、お客様の同意を得ないで第三者には提供・開示しません。
- お客様の本籍地等の業務上知り得た公表されていない情報を、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的には使用いたしません。

## （3）個人データの適正管理

お客様の個人データについて、組織的・人的・物理的・技術的安全措置を継続的に見直し、お客様の個人データの取り扱いが適正に行われるよう定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。安全管理措置の主な内容につきましては、当協会ホームページの「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の9.「保有個人データの安全措置に関する事項」に公表しておりますのでご覧ください。

## （4）個人情報保護の維持・改善

当協会は、お客様の個人情報の取り扱いが適正に行われるよう定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。

## （5）個人データの委託

- 当協会は、個人情報保護法第27条第5項第1号の規定に基づき個人データに関する取り扱いを外部に委託する場合があります。
- 委託する場合には適正な取り扱いを確保するため契約の締結、実施状況の点検などを行います。

## （6）保有個人データ等の開示・利用目的の通知

- 法令等に定める一定の場合を除き、お客様は、当協会が保有するお客様ご自身の個人データ等の開示およびその利用目的の通知を求ることができます。
- 請求の方法は、当協会窓口に備え置きしてある「保有個人データ」開示等申請書に所定の事項を記載のうえ、ご本人確認書類を添付して当協会窓口に持参（または郵送）ください。

## (7) 保有個人データの内容の訂正等、利用停止等、第三者提供の停止

- 当協会が保有する個人データについて、内容の訂正・追加・削除、利用停止、消去または第三者提供の停止のご要望がある場合は、下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、ご対応いたします。
- (6) (7) の具体的な手続につきましては当協会ホームページの「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の8. (3)「開示等の請求等に応じる手続等に関する事項」をご覧ください。

## (8) 質問・苦情について

当協会は、お客様からの個人情報に関する質問・苦情について適切かつ迅速に取り組みます。

## (9) 開示・利用目的の通知・内容の訂正等・利用停止等・第三者提供の停止・安全管理措置・相談・質問・苦情窓口

当協会における個人情報等に関する各種のお問い合わせの担当窓口は以下のとおりです。

住所：〒520-0806 大津市打出浜2番1号「コラボしが21」7階・8階  
電話番号：(代表) 077-511-1300

### ■担当窓口

	部署名	直通電話番号	FAX	業務担当区分
7階	保証部	保証第1課	077-524-7030	保証申込受付・保証審査調査・金融相談・創業支援・事業承継支援
		保証第2課		創業申込審査・創業支援・創業相談
		創業支援課		保証・契約・担保等事務管理
		事務統括課		経営支援・再生支援・事業承継支援
	経営支援部	経営支援課		経営相談・経営支援・事業承継支援
		経営相談課		
	管理部	管理第1課		求償債権管理・回収
		管理第2課		延滞債務管理・代位弁済
		調整課		
8階	総務企画部	総務課	077-521-2189	人事・庶務・経理
		企画デジタル課		保証業務企画・推進・広報・デジタル化推進等諸計画進行管理
		システム課		電算システム企画・運用・管理・デジタル技術の情報収集活用等

## 反社会的勢力等の排除

### 当協会は、反社会的勢力等とは取引いたしません。

- ①暴力団
- ②暴力団員
- ③暴力団準構成員
- ④暴力団関係企業
- ⑤総会屋等
- ⑥社会運動等標ぼうゴロ
- ⑦特殊知能暴力集団等
- ⑧暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
- ⑨暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有する者
- ⑩暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有する者
- ⑪自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、

- 不當に暴力団員等を利用していると認められる関係を有する者
- ⑫暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有する者
- ⑬役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者
- ⑭協会との取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いたとき
- ⑮風説を流布し、偽計を用い又は威力を用い協会の信用を毀損し、又は協会の業務を妨害したとき
- ⑯保証申込のあった先、保証利用先、求償権先以外の第三者が⑭、⑮のいずれかの行為を行ったとき

# ●役員・組織



## 役員構成

### 役員名簿

(令和7年7月13日現在)

役職名	氏名	備考
理事長	西嶋 栄治	常勤
専務理事	中堀 孝彦	常勤
常務理事	北川 正義	常勤
理事	上田 勝彦	常勤
理事	青木 和夫	滋賀県信用組合協会会長
理事	石井 太	滋賀経済産業協会会長
理事	伊藤 定勉	滋賀県町村会会長
理事	大崎 裕士	滋賀県商工会議所連合会理事
理事	岡田 晓人	滋賀県商工観光労働部長
理事	上林 英紀	関西みらい銀行専務執行役員
理事	北村 嘉英	滋賀県中小企業団体中央会会長
理事	佐藤 健司	滋賀県市長会
理事	上西 保	滋賀県商工会連合会会長
理事	高橋 祥二郎	滋賀銀行取締役会長
理事	東郷 寛彦	滋賀県総務部長
理事	沼尾 譲	滋賀県信用金庫協会会長
理事	林 毅	滋賀県産業支援プラザ副理事長
理事	藤居 耕次郎	商工組合中央金庫大津支店長兼彦根支店長
監事	小幡 和弘	常勤
監事	片山 聰	弁護士
監事	田中 正志	公認会計士

## 組織機構図

(令和7年4月1日現在)

役員・組織



# ●事務所のご案内



## お問い合わせ窓口

### 担当窓口一覧

	部署名	直通電話番号	FAX	業務担当区分
7階	保証部	保証第1課	077-524-7030	保証申込受付・保証審査調査・金融相談・創業支援・事業承継支援
		保証第2課		創業申込審査・創業支援・創業相談
		創業支援課		保証・契約・担保等事務管理
	経営支援部	事務統括課		経営支援・再生支援・事業承継支援
		経営支援課		経営相談・経営支援・事業承継支援
	管理部	経営相談課		求償債権管理・回収
		管理第1課		延滞債務管理・代位弁済
		管理第2課		
8階	総務企画部	調整課		
		総務課	077-521-2189	人事・庶務・経理
		企画デジタル課		保証業務企画・推進・広報・デジタル化推進等諸計画進行管理
		システム課		電算システム企画・運用・管理・デジタル技術の情報収集活用等

### アクセス

〒520-0806 大津市打出浜2番1号「コラボしが21」7階・8階



JR琵琶湖線 大津駅より徒歩 約20分  
膳所駅より徒歩 約15分  
膳所駅より京阪電車のりかえ石場駅より徒歩 約4分

近江鉄道バス 「商工会議所前」下車 約2分



きっかけは、その保証でありたい

滋賀県信用保証協会



《編集・発行》

滋賀県信用保証協会 総務企画部 企画デジタル課



当協会ホームページ



LINE公式アカウント  
LINE ID : @cgc-shiga

表紙Photo提供：(公社)びわこビジターズビューロー

